

平成23年度  
なにわルネッサンスレポート  
(年度末報告)

平成24年4月  
大 阪 市



## はじめに

大阪市では、平成 23 年 3 月に、「なにわルネッサンス 2011-新しい大阪市をつくる市政改革基本方針-」を策定・公表し、「地域から市政を変える」を理念に、市民との協働の取組を柱とする市政改革に取り組んできました。

その取組の進捗状況を、市民の皆さんに分かりやすく情報発信するため、年度末時点での取組の状況を、「なにわルネッサンスレポート」として取りまとめました。

今後は「市政改革プランー新しい住民自治の実現にむけてー」に基づき市政改革を推進してまいります。引き続き、市政改革の取組の進捗や目標達成状況について、タイムリーに公表してまいります。

平成 24 年 4 月

# 目 次

平成 23 年度なにわルネッサンスレポート（年度末報告）の概要	1
1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編	
事項 1－① 市民による地域運営の仕組みづくりへの支援 （「地域活動協議会」の自主的な形成に向けた支援）	2
事項 1－② 社会的ビジネスによる公共の再編	2
事項 1－③ 地域公共人材の充実への支援	4
事項 1－④ 地域活動に対する支援のあり方の再構築	6
事項 1－⑤ 事務事業等の見直しによる地域活動の活性化	8
事項 1－⑥ 市民活動の場と機会の充実	8
事項 1－⑦ 市民活動を支える資金確保に向けた支援	10
2 区役所・市役所力の強化	
事項 2－① 区役所の地域担当制強化等による地域活動支援の強化	12
事項 2－② 区役所の相談・調整機能充実等による生活支援の強化	12
事項 2－③ 「区政会議」の設置など	14
事項 2－④ 体制づくり	14
事項 2－⑤ 職員づくり	16
事項 2－⑥ 市政改革を進めるための人材マネジメント	18
事項 2－⑦ 良きガバナンスの実現	20
事項 2－⑧ 区役所の体制整備と権限・機能の強化	22
事項 2－⑨ 局の地域・区役所支援の強化	22
事項 2－⑩ 地域情報を施策に反映する仕組みづくり	24
事項 2－⑪ 区役所・市コミュニティ協会支部協議会・区社会福祉協議会の連携による地域活動支援の充実	24
事項 2－⑫ 市民サービスの向上と区役所事務の効率化	26
3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築	
事項 3－① 「事務事業総点検」等に基づく点検・精査	28
事項 3－② 市民利用施設等及び都市基盤施設等の管理のあり方検討	28
事項 3－③ 外郭団体等のあり方検討	30
事項 3－④ 都市基盤施設等の経営形態等のあり方検討	32
事項 3－⑤ 公共事業のあり方検討	36
事項 3－⑥ 職員数・人件費のあり方検討	38
事項 3－⑦ 収入の確保に向けた検討	40

## 平成23年度なにわルネッサンスレポート(年度末報告)の概要

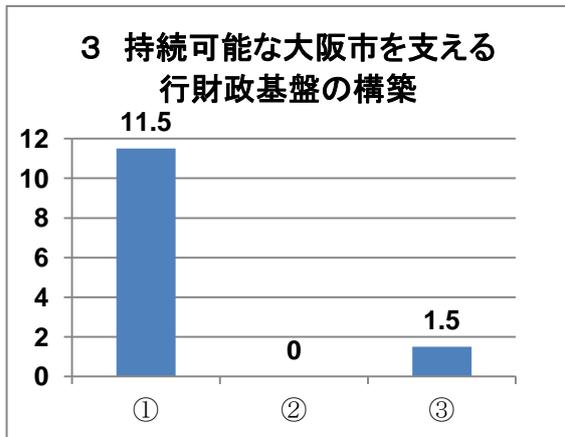
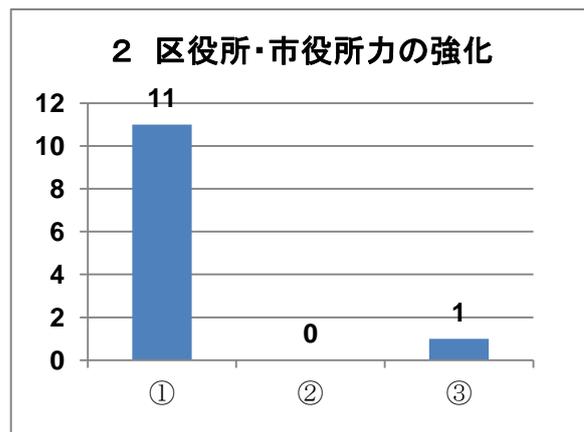
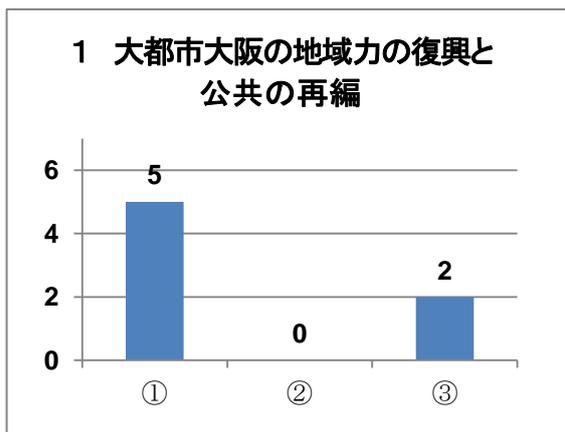
各事項に掲げている23年度取組として掲げた目標(業績目標)について、今年度末までの達成状況について評価を行った。

「地域から市政を変える」3つの指針別の進捗状況

### 進捗状況の分類

- ① 目標を概ね達成    ② 目標未達成    ③ 環境変化等により抜本的な見直しが必要

### 進捗状況別事項数



# 1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
<b>事項1-① 市民による地域運営の仕組みづくりへの支援(「地域活動協議会」の自主的な形成に向けた支援)</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 地域住民が地域の将来像を共有して連携・協力し、新たな担い手の参加も促しながら、支え合い、助け合いの輪を広げていく仕組みづくりを促進する。</p>	<p>モデル地域(4区7地域)での「地域活動協議会」の形成に向けて自主的な取組を支援し、その成果を今後につなげるとともに、新たに形成に取り組む地域に対して支援する。</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> 校区等地域を基本単位に、地域団体、企業など多様な人材が地域の将来像を共有しながら地域課題等に取り組む「地域活動協議会」の自主的な形成及び運営を支援する。</p>	
<p><b>【成果目標】</b> 数値的な目標を設定せず、地域による主体的な取組の促進を支援する。</p>	<p><b>【業績目標】</b> 数値的な目標を設定せず、地域による主体的な取組の促進を支援する。</p>
<b>事項1-② 社会的ビジネスによる公共の再編</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> ・「コミュニティビジネス(CB)」や「ソーシャルビジネス(SB)」の起業や活動の支援により公共の担い手や活動のすそ野の拡充を図るとともに、CB/SBにより市民等と協働して行った方がサービス向上につながる本市事業について社会的ビジネスとして担い手の最適化を図ることにより、公共の再編を促進する。 ・CB/SBや社会的ビジネスにより地域における雇用の創出や資金などの循環を創出できるよう本市の規制等の緩和を行い、地域の活性化と市民等の活動の経済的自立を促進する。</p>	<p>ア 本市事業の社会的ビジネス化 社会的ビジネスによる委託のスキーム・基準づくり</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 本市事業の社会的ビジネス化 公共サービスや施設管理などを選定・委託するとともに、委託に向けて市民等の責任やリスク分担、規制の緩和等について特区的に認定する仕組みづくりを行う。 イ 社会的ビジネスの起業に向けた支援 (ア) 区役所・コミュニティ協会・社会福祉協議会などを通じて地域団体等へのCB/SBの活動のPRのほか、地域団体等が開催する研修会・講座へ講師派遣や中間支援組織による相談事業の支援を行う。 (イ) 講座等の受講者への相談対応・アドバイスにつなぐ体制の確立など、起業に向けたそれぞれのステージにおける支援方策を構築する。</p>	<p>イ 社会的ビジネスの起業に向けた支援 (ア) 区役所職員やコミュニティ協会支部協議会、区社会福祉協議会などの中間支援組織の職員を通じた地域団体等へのCB/SBのPR (イ) 地域活動団体等に対するCB/SBの普及啓発のための連続講座の開催や講師派遣、CB/SBの起業に向けたセミナー等の開催・講師派遣 ・CB/SBの起業や経営のための相談・アドバイス機能の充実</p>
<p><b>【成果目標】</b> 平成27年度までの5年間で社会的ビジネスの委託事業数を50事業以上とする。</p>	<p><b>【業績目標】</b> ・社会的ビジネスによる委託のスキーム・基準づくり ・地域団体等へのCB/SBのセミナー 1回 ・CB/SBの普及啓発や起業のための連続講座 1回(全10回) ・講師派遣 6回 ・起業や経営のための相談・アドバイス機能の充実</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動協議会の形成支援。(4区7地域)設立1地域</li> <li>・地域活動協議会運営補助金制度。(3件申請)</li> <li>・市HPによるモデル地域の情報発信。(8月～)</li> <li>・市政だよりの連載。(8月号～11月号)</li> <li>・モデル4区連絡会の定期開催による情報共有・ニーズ把握。(4回開催)</li> <li>・モデル4区7地域以外に対し、区役所や地域に赴き、地域活動協議会の制度趣旨やメリット等の説明を行うことで、区役所職員や地域の意識醸成及び情報収集を随時実施。</li> </ul> <p>《その他市役所内部での取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24区担当者会、区長会等による情報共有。</li> <li>・ポータル上への事務サイト立上げ。</li> <li>・設立&amp;運営ハンドブックの作成 など。</li> </ul>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル4区7地域においては、全ての地域で自主的に準備会が形成(うち、区長認定がなされた地域は5地域)された。</li> <li>また、モデル地域のうち、1地域においては、地域活動協議会の形成につながった。</li> <li>加えて、モデル地域以外でも、地域活動協議会準備会設立に向けた自主的な動きがあり、うち1地域で区長認定がなされるなど、形成支援の成果は着実に上がりつつある。</li> </ul>	さらなる形成促進に向けて支援の充実を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動協議会の形成促進のため、各区において地域に対し情報提供・資料提供を行う。</li> <li>・地域活動協議会の形成に取り組まれる地域での具体的な立ち上げ支援のため、地域や職員に対し、市HPや庁内ポータルを活用し、迅速・効果的に情報提供を行う。</li> </ul>
<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民とともに担う公共づくりに向けて、協働型による事業委託のガイドライン(案)を策定。</li> <li>・社会的ビジネス化の可能性のある事業把握に向けて、区役所職員とのワーキング会議を開催。(3月～)</li> </ul> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的ビジネスの起業に向けた支援。</li> <li>・職員や中間支援組織職員、一般市民を対象にCB/SBアドバイザー育成講座等を実施(9月～3月、13回)</li> <li>・CB/SBの普及啓発のため講師派遣事業(9月～、6回)</li> <li>・CB/SBの起業に向けたセミナーの開催(2月)</li> <li>・CB/SB起業のための相談事業の開始。(8月～)</li> <li>・CB/SBに関する経営相談の開始。(8月～)</li> </ul>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市事例や本市関連規定を基に、外部専門家による検討会議からの意見を踏まえ、協働型事業委託のガイドライン(案)を策定し、社会的ビジネス促進に向けた環境整備が着実に進められている。</li> <li>・CB/SBの普及啓発を目的とした各種講座やセミナーについては、参加者の意識喚起を図ることができ、修了生相互のネットワークが作られるなど、効果があった。</li> <li>また、非営利や公益活動を行う法人が事業主体となるものが多く、事業の自立化や継続が困難なケースが多くある中で、経営手法のアドバイスは有効であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的ビジネスのモデル事業を、協働型事業委託のガイドラインに沿って実施し、整合性や汎用性を確認する必要がある。</li> <li>・本市事務事業について、担い手の最適化の視点から見直すため、ステップ分析手法の活用など職員意識の改革が必要である。</li> <li>・CB/SBの促進に向け、職員への普及啓発や初期相談などアドバイザー力の強化が必要である。</li> <li>また、自立化や継続性を高めるため引き続き、活動レベルに応じた相談事業など支援が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働型事業委託のガイドラインの検証を踏まえバージョンアップに取り組む。</li> <li>・本市事務事業について、ステップ分析を活用するなど、担い手の最適化が可能な事業の抽出を行う。</li> <li>・地域へのCB/SB普及啓発や初期アドバイスを担える区職員・市民づくりのための講座やセミナーの開催とネットワークづくり支援を継続実施する。</li> <li>・創業に関する基礎的知識等の習得機会の提供と総合・経営相談の実施を継続して進めるとともに市民等への効果的な周知に取り組む。</li> </ul>

# 1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
<p><b>事項1-③ 地域公共人材の充実への支援</b></p>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 市民活動への参加の促進、市民活動に関わる人たちの知識やスキルを高める機会の提供などにより、市民活動の活性化をめざす。</p>	<p>ア ・本市の各種講習事業等を修了した事業コーディネーターや推進員、地域活動の担い手、特技や技能を持つ人たちのネットワークづくり</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 地域公共人材の認定制度の構築 本市の各種講習の修了者、地域活動の担い手、特技や技能を持つ人たち等を地域公共人材として本市が認定し、人材ネットワークづくりや地域・市民活動とのマッチングにより新たな活動の場の拡充が図られるような仕組みづくりを行う。</p> <p>イ「次世代リーダー」の育成 小中学生が地域の人とともに地域のニーズや課題を発見し、その対応策等を考える過程で学習を深め、その成果を地域に還元していく「地域貢献型学習」に取り組む。</p> <p>ウ 地域公共人材育成の仕組みづくり (ア) 市民と職員のネットワークによる協働の機会増大に向けて、市民・職員同時受講型まちづくり研修を実施する。 (イ) 市民活動についての知識やノウハウを学ぶ地域団体等の学習会への講師派遣事業を充実し、市民活動の活性化を図る。</p>	<p>・本市の各種講習事業等を修了した事業コーディネーターや推進員、地域活動の担い手、特技や技能を持つ人たちと、地域でこれらの人たちの活動を必要としている人々をマッチングする仕組みづくり</p> <p>イ ・市立大学と連携して住吉区の中学校で試行実施し、地域貢献型学習プログラムを開発</p> <p>ウ ・市民・職員同時受講型まちづくり研修の実施 ・有効な広報、資金獲得方法など講座メニューの充実</p>
<p><b>【成果目標】</b> ア 平成23年度中に地域公共人材の認定制度を構築する。 イ 平成23年度中に地域貢献型学習プログラムを開発し、平成24年度以降プログラムの活用を拡大していく。 ウ 研修等のアンケート調査で「今後の活動に向けて、知識やノウハウを学べた」と答えた人の割合が60%以上である。</p>	<p><b>【業績目標】</b> ア 地域公共人材の認定制度を構築する。 イ 地域貢献型学習プログラムを開発する。 ウ 市民・職員同時受講型まちづくり研修の実施、有効な広報、資金獲得方法など講座メニュー等の充実</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア ・本市の各種講習事業等を修了した事業コーディネーターや推進員等の名称、活動状況等を整理。(20種・16項目、延べ28,800人) ・各種の地域活動の担い手の育成システムの整理、集約化の検討。 ・地域活動等における地域公共人材の役割等を再整理。</p> <p>イ ・7月から9月に、社会科の学習として「防災」をテーマに大和川中学校で授業を実施。 ・9月から12月に「環境」をテーマとした取組を我孫子南中学校で実施。</p> <p>ウ (ア) 市民・職員同時受講型まちづくり研修・担い手発掘支援事業として、市民協働フォーラムを1回、研修を2回実施。 (フォーラム:6月29日、参加者345人うち市民243人、研修①:10月13日、参加者109人うち市民16人、研修②:3月22日、参加者88人うち市民36人)</p> <p>(イ)講師派遣件数33件、延べ受講者数1,497名。 派遣実績等の分析とメニュー等の充実へ向けてアドバイザー会議を開催(8月、1回)。 講座メニュー等の充実(10月～、メニュー数の充実3→8)</p>	<p>①</p>	<p>ア ・既存の地域公共人材の整理と今後のあり方について、調査研究を進めた。 ・一方で、自律的かつ継続的な地域運営の主体として協議会組織等の法人化の推進など、新たな方向性が示されるなど、環境が変化した。</p> <p>イ 当初の計画通り進捗している。</p> <p>ウ 市民・職員同時受講型まちづくり研修を通じて、市民と職員の交流が図られたほか、講師派遣事業の充実を図り、地域団体等の学習会を支援したことで、市民主体の活動への促進が図られた。 また、研修等のアンケート調査では、「今後の活動に向けて、知識やノウハウを学べた」という回答が7割を超え、成果目標は達成された。</p>	<p>・区ごとに市民活動にかかわる人材がより拡大されるよう場と機会の提供が必要。 ・区ごとに、地域活動の担い手の拡大や、校区等地域ごとに、自律的かつ継続的な地域運営が進められるよう、地域活動のマネジメントができる人材が求められることから、既存の取組の充実を含めて、地域公共人材の育成に向けたプログラムづくりが必要。 ・開発した学習プログラムの活用拡大のための効果的な手法を検討していく必要がある。</p>	<p>・区ごとに市民活動に関わる多様な主体が協働できるような交流の場と機会づくりを推進する。 ・既存の人材育成機能の整理や専門的な人材育成機関との連携により地域公共人材を育成する仕組みづくりに取り組む。 ・学習プログラムの活用拡大に向けて教員研修実施等の検討を行う。</p>

# 1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
<b>事項1-④ 地域活動に対する支援のあり方の再構築</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b>            地域活動への財政的支援のあり方について、行政の縦割りや全地域一律による支援ではなく、地域の実情に合わせた制度となるよう再構築を行うとともに、市民と協働した取組をより積極的に進めることにより、地域の活性化をめざす。</p>	<p>ア            ・補助金等の手続きの簡素化            ・地域交付金の創設            ・地域が担う公共的事業への地域交付金の交付</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b>            ア 補助金等の手続きを簡素化し、地域交付金を創設する。            イ 区役所職員による地域活動支援の力点を、区単位から校区等地域に移し、よりきめ細やかな支援を実施。            ウ 地域活動を支援するため、地域振興会への加入を促進する。            エ 優れた地域活動に関する情報を地域・区を越えて発信し、地域活動を活性化し担い手の拡大を図る。            オ 地域活動、経済活動等の規制等を検証し、そのあり方を検討する。</p>	<p>イ            ・区役所の地域担当職員による校区等地域単位の支援の強化</p> <p>ウ            ・区外からの全転入者(届出件数約13万件)への加入勧奨を実施する。</p> <p>エ            ・優れた地域活動に関する情報を地域・区を越えて発信し、流通させる。</p> <p>オ            ・地域意見をふまえつつ実態把握をする。</p>
<p><b>【成果目標】</b>            「区役所による地域活動への支援が、地域の特性や状況に応じきめ細やかに行われるようになった」と考える市民の割合が50%以上である。</p>	<p><b>【業績目標】</b>            ア 順次拡大する。            イ 校区等地域を単位とする地域担当制の強化を実施する。            ウ 区外からの全転入者(届出件数約13万件)への加入勧奨を実施する。            エ 情報の流通拡大の仕組みを試行する。            オ 地域意見等をふまえつつ、実態把握する。</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア ・地域交付金交付規則の施行。(4月～) ・地域振興、青色防犯パトロール活動、地域福祉の各活動助成金の交付金化。 ・地域が担う公共的事業への支援制度や交付金化に向け検討。</p> <p>イ ・校区等地域への支援強化に向けて、情報交換等を目的に地域担当職員の連絡会議を設置。(2回開催) ・地域担当職員の意識啓発に向けた研修実施。(1回実施) ・「地域担当職員ハンドブック」を作成。 ・実際の地域との関わりにおける実例を通じて、市民・職員相互の認識の共有化を図るため、地域担当職員、他、市民、コミュニティ協会、社会福祉協議会の職員が一堂に会した研修を実施。(1回実施)</p> <p>ウ ・各区の特性を生かし区外からの転入者に対する加入勧奨を実施。(24区:通年) ・スポーツイベントと連携した加入促進キャンペーンを実施。(4月～11月) ・「建築計画事前公開制度」を活用し、高さが20mを超える建築物の情報等を各区へ提供。(11月～)</p> <p>エ ・区長会議等庁内の会議の場で地域活動の取組み状況について情報共有を実施。</p> <p>オ ・各区区政会議の開催を通じ、地域防災の取り組みなどに対する意見をはじめとして、地域活動に対する様々な意見を聴取。</p>	<p>①</p>	<p>ア 地域交付金化に向け取組を進めていたが、新たな方針が示されるなどの環境変化を受けて、方針転換することとなった。</p> <p>イ ・各区において、区の実情にあった地域担当職員を配置し、地域担当職員を支援するため「地域担当職員ハンドブック」を作成するとともに、研修等を実施した。 ・ハンドブックの作成や連絡会議の開催、地域担当職員に対する研修の開催などを通じ、校区等地域への支援強化が図られている。</p> <p>ウ 区外からの全転入者への加入勧奨に加え、区役所での転入手続き時や建築計画の情報提供をもとに、全区において各区の特性に応じて実施された。</p> <p>エ 地域活動の取組状況について、各区の情報収集や情報の共有化に努めた。</p> <p>オ 各区で開催した区政会議に寄せられた意見について、可能なことから課題解決を図る取組みを進め、各区運営方針や予算(案)への反映などが行われている。</p>	<p>ア 透明性を確保しつつ、効果的な財政的支援のあり方などの改善に向けた支援策の検討が必要である。</p> <p>イ ・各区において、区長の権限のもと、区の実情にあった地域担当職員への支援方法の検討が必要である。 ・区政運営については、区長のリーダーシップのもと進めていくという新たな方向性が示されているが、区役所が地域の実情に応じてきめ細かく支援を行えるよう、支援の仕組みづくりなどの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>ウ・エ とりわけ若い世代やマンション住民への地域活動への参加を促す必要がある。</p> <p>オ サイレントマジョリティなど、表面化しにくい意見を含めた多様な区民の意見やニーズを的確に把握することが必要である。</p>	<p>ア 地域活動協議会の形成促進とあいまって、透明性の確保等、適正な運用がなされることを前提とし、活動内容を限定しない柔軟な財政的支援制度の設計を行う。</p> <p>イ ・各区長が、区の実情にあった地域担当職員を配置できるよう継続して情報提供・資料提供等を行なう。 ・区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとして、区長・区役所を支援する取組みを進めていく。</p> <p>ウ・エ 中間支援組織を活用するなど、若い世代の地域活動への参加を促進し、地域活動の担い手の拡大を進める。</p> <p>オ 区長が中心となって、区政運営の計画・実施・評価のそれぞれの段階でサイレントマジョリティなど表面化しにくい多様な意見を汲み取る仕組みづくりを進めていく。</p>

## 1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
<b>事項1-⑤ 事務事業等の見直しによる地域活動の活性化</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 地域に協力依頼等を行い実施してきた事務事業のあり方を見直すことにより、地域本来の取組を促進し、地域運営その他市民活動の活性化をめざす。</p>	<p>地域に関わる事務事業や実行委員会等について、地域の実情や意見を把握し、局と区役所が調整を図りながら再構築する仕組みを構築する。</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 地域に関わる事務事業が地域ニーズを的確に反映しながら実施される仕組みづくりを行う。  イ 地域に関わる事務事業の進め方について、地域への協力依頼のあり方、地域団体の役員が充て職的に参加する会議や役員を通じた事業周知についての実情や意見を把握し、地域の負担軽減に向けた再構築を行う。</p>	
<p><b>【成果目標】</b> 地域に関わる事務事業等を地域において評価する仕組みをつくる。</p>	<p><b>【業績目標】</b> 地域に協力依頼等を行っている事業や実行委員会等を再構築する仕組みをつくる。</p>
<b>事項1-⑥ 市民活動の場と機会の充実</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 市民活動や情報交流などの場と機会の充実を通じて、市民活動の活性化をめざす。</p>	<p>ア ・地域集会所、老人憩いの家等について、地域における利用実態を調査し、地域活動資金を捻出できるようにするための使用基準、施設運用基準の緩和策を検討する。</p> <p>イ ・市民活動のスペースとして提供できる既存の公共施設等の調査し、その結果を取りまとめる。</p> <p>ウ ・市民活動に関する様々な情報を一元的に収集し発信する仕組みをつくるとともに、市民や地域団体等の交流を促進する。</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 地域集会所、学校等既存の地域資源を活用して、校区等地域における活動拠点として充実する。  イ 学校、公園など既存の公共施設等を市民活動のスペースとして活用するとともに、その情報を発信する。  ウ 市民活動に関する様々な情報が交流できる場と機会を提供する。</p>	
<p><b>【成果目標】</b> ア 地域資源を有効に活用する支援策と使用基準、施設運用基準緩和策を構築する。  イ 平成24年度中に既存施設転用による市民活動推進のための施設を整備する。  ウ 平成24年度中に総合的に市民活動情報を発信する仕組みをつくる。</p>	<p><b>【業績目標】</b> ア 地域集会所、老人憩いの家等について、地域における利用実態の取りまとめと現行の使用基準、施設運用基準の課題の洗い出しを行う。  イ 市民活動のスペースとして提供できる既存の公共施設等の調査結果を取りまとめる。  ウ 市民活動に関する様々な情報を一元的に収集し発信する仕組みをつくる。</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区・地域において局主導で設置されてきた実行委員会等の実態調査を実施。</li> <li>・地域に関わる事業の「事業仕分け」を実施。</li> <li>・これまでに実施されている各区における実行委員会等の調査について確認、実態を把握するとともに、見直しの方法などについて検討。</li> </ul>	<p>③</p>	<p>各区における実行委員会等の調査の確認により、その実態について一定の把握ができたものの、新たな区政運営については、区民に最も身近な区長が意思決定を行い実施していくという方向性が示されたことから、見直しの方法などについての検討には至っていない。</p>	<p>地域の特性や実情に応じて、実行委員会や事業などのあり方の判断ができるような仕組みづくりが必要である。</p>	<p>区民の多様な意見を把握しつつ区ごとに判断できる仕組みづくりに取り組む。</p>
<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域集会所、老人憩いの家の設置状況、使用基準、運営主体、運営補助の有無、現行制度上の課題等について調査検討。</li> <li>・地域活動拠点とあり方案の検討及びその際の課題の検討。(会議開催:4回)</li> <li>・両施設の利用実態の区へのヒアリング。</li> </ul> <p>イ</p> <p>候補施設の選定に向けて改修が計画されている施設について検討を進めた。</p> <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校下ごとの「防災フォーラム」開催を通じて、市民や地域団体等の交流を促進。(11月20日現在127か所で開催、参加者数約20,000人)</li> <li>・多様な情報の収集・発信ができる仕組みづくりの検討。</li> </ul>	<p>③</p>	<p>ア・イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地域資源を活用するなど、地域実情に応じた地域活動拠点のあり方については、地域集会所及び老人憩いの家の利用実態に加え、他都市事例も含めた調査を実施できた。</li> <li>・地域資源の有効活用に向けては、施策事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築を進める方向性が示された。</li> </ul> <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災フォーラム」を全校下において実施し、世代を越えての活動を行え、交流の拡大が図れた。</li> <li>・市民活動推進施設の整備を通じて検討したが、計画が凍結となったので検討の方向性を転換する必要がある。</li> </ul>	<p>ア・イ</p> <p>ゼロベースの見直しと再構築を踏まえ、地域資源を有効に活用する支援策等について検討が必要である。</p> <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災フォーラム」でのつながりを拡大していくための新たな企画及び活動の継続の検討が必要である。</li> <li>・現下の財政状況から新たな投資は非効率なので、ホームページ上のネットワークや話し合いの場など、既存資源の活用を図る必要がある。</li> </ul>	<p>ア・イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地域資源(学校、商店街の空き店舗等)を有効に活用する視点を入れた議論を行う。</li> <li>・議論にあたっては、地域活動支援にかかる具体的な施策は、25年度からは区長が決定していくことに留意する。</li> </ul> <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の推進のため、総合的な市民活動情報を収集し発信していき、交流の場や機会を提供できる環境づくりに取り組む。</li> <li>・中間支援組織や区役所などの取組みとの連携を図り、効率・効果的な情報交流の基盤を構築する。</li> </ul>

## 1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
<b>事項1-⑦ 市民活動を支える資金確保に向けた支援</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 市民活動団体が活動に必要な資金を確保しやすくすることで、市民活動の活性化をめざす。</p> <p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 市民活動推進基金を市民協働型事業の費用に活用するとともに、冠基金・冠助成事業などの寄付しやすい仕組みを検討する。 イ 市民活動団体の資金調達のための支援を行う。 ウ 社会貢献活動の情報発信など企業、大学、専修学校等と市民活動団体とのマッチングを促進する。</p>	<p>ア 具体的な手法などを盛り込んだ事例集の作成など市民協働型事業の本格実施と冠基金・冠助成事業等活動資金の獲得に向けた方策の検討</p> <p>イ 市民活動団体に対する情報提供の充実や資金調達に関する講座の実施</p> <p>ウ 人材、物品などの資源を企業とNPOの間で取り結ぶマッチングシステムの検証と参加主体の拡大</p>
<p><b>【成果目標】</b> ア 平成23年度に全区役所において基金を利用した市民協働型事業に着手する。 イ 平成23年度に120件以上の相談への対応を行う。 ウ 平成27年度までのマッチング成立件数を300件以上とする。</p>	<p><b>【業績目標】</b> ア 事例集の作成と冠基金・冠助成事業等の検討をすることによる資金獲得方法の拡充 イ 資金調達に関する講座の開催 2回 ウ マッチング成立件数 200件(21年1月～累計)</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア ・区役所副区長会等で基金活用事業の計画的執行を勧奨。 ・基金活用事業の実施 16区(平成22・23年度計)。 ・職員向けに協働の事例集を作成し庁内ポータルに掲載。 ・基金の啓発と寄附金の受入れ。 ・基金の財源の一つであるクリック募金システムの協賛企業の増加 1社(23年7月)。</p> <p>イ ・CB/SB等促進事業を実施している。内容は起業予定者を対象とした相談事業:54件(面談のみ)、行政や中間支援組織等を対象とした講師派遣などの「啓発事業:延べ275名」、地域におけるアドバイザーを育成する「アドバイザー連続講座(連続10回):65名」、NPO、ボランティアグループのための「レベルアップ講座」を実施している。</p> <p>ウ ・登録団体数723団体(24年3月末累計)。 (内訳)企業:64件,NPO:657件,大学:1件,専門学校:1件 ・マッチング成立件数203件(24年3月末累計)。 (内訳)企業:108件,NPO:94件,大学:1件)</p>	<p>①</p>	<p>ア ・平成24年度予算要求で基金活用事業の全区での実施が計画され、市民協働型事業の本格実施の目途がたった。 ・資金獲得方法の拡充に取り組んだ結果、基金の財源の一つであるクリック募金システムの協賛企業が増加するなど、市民活動団体への支援につながった。</p> <p>イ 資金調達に関する講座については、アドバイザー連続講座等、幅広い機会において実施し、参加者からも理解が深まったと概ね好評だった。</p> <p>ウ 登録数、マッチング成立件数は、順調に推移している。新たにNPOと企業とのマッチング交流会に取組むなどマッチングが拡大した。</p>	<p>ア ・当基金の周知・啓発。 ・基金の財源の一つであるクリック募金システムの協賛企業数のさらなる増加。</p> <p>イ 資金調達に関する情報提供及び相談体制の構築。</p> <p>ウ ・企業及び学校関係の登録団体件数の拡大。 ・マッチングシステムの自主的・自立的な運営。</p>	<p>ア 様々な機会において当基金の周知・啓発を行う。</p> <p>イ 資金確保の一つの方策として寄附獲得に向けてNPO法人向けの講座を実施する。</p> <p>ウ 企業や学校関係者をはじめ、地域活動団体等へのマッチングシステムの周知を積極的に行い、登録数及びマッチング成立件数の拡大を図る。</p>

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度の実施内容
<b>事項2-① 区役所の地域担当制強化等による地域活動支援の強化</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 区役所について、校区等地域を単位とする地域担当制の強化、相談・調整機能の充実、事業所との連携強化を図ることによって、市民生活や地域活動を総合的に支援する体制の充実・強化をめざす。</p>	<p>ア 地域担当職員を総括する職員の全区役所への配置と、区内関係機関による効果的な連絡会議の開催など、区役所の地域担当職員をバックアップする仕組みづくり</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 地域担当職員を総括する職員の全区役所への配置、区内関係機関による効果的な連絡会議の開催など、区役所の地域担当職員をバックアップする仕組みづくりを行う。  イ 研修体制の構築、地域の活動に合わせた勤務時間の導入など、地域担当職員の職務実施のための仕組みづくりを行う。  ウ 地域担当職員等区役所の職員と事業所との連携を強化するとともに、市民からの相談や関係機関との調整を担うOB職員を配置する。</p>	<p>イ 地域担当職員の業務の手引き等の整備、研修体制の構築、異動期間の見直し、地域の活動に合わせた勤務時間の導入、庁内公募による地域担当兼務制の検討</p> <p>ウ モデル区への市民からの相談や関係機関との調整を担うOB職員の配置</p>
<p><b>【成果目標】</b> ア 区役所の地域担当職員をバックアップする仕組みづくり  イ 地域担当職員の職務実施のための仕組みづくりを行う。  ウ 市民からの相談や関係機関との調整を担うOB職員の配置</p>	<p><b>【業績目標】</b> 同上</p>
<b>事項2-② 区役所の相談・調整機能充実等による生活支援の強化</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 暮らしに関わる多様な相談を、より身近な区役所において一元的に受け付け、調整し、的確に対応できる体制づくりを進め、相談者に対する負担軽減と解決までの時間短縮を図るなど、市民生活への支援を充実する。</p>	<p>ア 市民からの相談内容を的確に共有する「情報共有カルテ」の作成 モデル5区において、生活基盤施設に関わる相談に対応できる技術職OB職員など配置し、相談・調整機能強化の取組を実施</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 区役所と局の連携を強化し、道路や水道などの生活基盤施設に関する相談、子育てに関する相談、福祉介護に関する相談、経営相談などの多様な相談を区役所で受け付けより充実した対応ができる仕組みを整備する。  イ 道路、河川、下水道等の生活基盤施設に関わる事業所の統合・再編を行い、区役所においても生活基盤施設に関わる相談に対応できるよう技術的基準や機能、法的制約などの知識を有したOB職員などを配置し、事業所などとの連携を強化してごみ減量や緑化推進、放置自転車対策など生活環境の向上に取り組むとともに、これらにかかる地域活動への支援を充実する。</p>	<p>イ 市内の7工営所と8下水道センターを統合・再編した新たな「工営所」を市内8か所に開設し、各所に「市民サービス担当(機動班)」を設置するとともに、区役所の地域担当職員、地域安全対策担当職員と新たな「工営所」、公園事務所、環境事業センター等とで、市民からの相談内容を的確に共有し、迅速かつ適切に対応する仕組みづくりを行う。</p>
<p><b>【成果目標】</b> 区役所において暮らしに関わる多様な相談を一元的に受け付け、調整し、的確に対応できる体制をつくり、相談者に対する負担軽減と解決までの時間短縮を図る。</p>	<p><b>【業績目標】</b> ア 同上  イ ・新たな工営所と「市民サービス担当(機動班)」の設置 ・市民からの相談内容を的確に共有し、迅速かつ適切に対応する仕組みづくり</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア ・地域担当職員を総括する職員の全区への配置。 ・情報交換等を目的に地域担当職員の連絡会議を設置。 ・地域担当職員が持ち帰った地域課題や区政会議で出された意見等の迅速・的確な対応に向け、「地域の声システム」を導入。</p> <p>イ ・地域担当制の先進都市の職員を講師に迎え、市民協働研修の実施。(1回実施) ・地域の活動に合わせた柔軟な勤務時間の導入について調整。 ・「地域担当職員ハンドブック」を作成。 ・実際の地域との関わりにおける実例を通じて、市民・職員相互の認識の共有化を図るため、地域担当職員の他、市民、コミュニティ協会、社会福祉協議会の職員が一堂に会した研修を実施。(1回実施)(再掲)</p> <p>ウ ・モデル5区への技術職OBを配置し、相談内容へ迅速かつ適切に対応するよう、各区の実情に応じた方策を展開。</p>	<p>①</p>	<p>ア・イ・ウ 地域担当職員及びOB職員の配置、地域の声システムの導入、地域担当職員ハンドブックの作成、連絡会議の開催、地域担当職員研修の開催などにより、市民生活や地域活動を総合的に支援する体制が充実された。</p>	<p>ア・イ 区政運営については、区長のリーダーシップのもと進めていくという新たな方向性が示されているが、区役所が地域の実情に応じてきめ細かく支援を行えるよう、支援の仕組みづくりなどの取組を進めていくことが必要である。</p> <p>ウ モデル5区の状況を踏まえ、相談調整機能の充実を図る必要がある。</p>	<p>ア・イ 区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとして、区長・区役所を支援する取組を進めていく。</p> <p>ウ 技術職OB配置区を10区へ拡大する。</p>
<p>ア ・市民からの相談内容を的確に共有する「情報共有カルテ」の作成と運用。 ・モデル5区への技術職OBを配置し、相談内容へ迅速かつ適切に対応するよう、各区の実情に応じた方策を展開。(再掲) ・区役所における経営相談…20区で窓口を開設。(6月より順次開設) ・モデル区での相談事例等の情報収集。 ・「地域の声」等の対応状況についての情報収集。</p> <p>イ ・市内の7工営所と8下水道センターを統合・再編した新たな「工営所」を市内8か所に開設、各所に「市民サービス担当(機動班)」を設置。</p> <p>・市民・地域からの要望や地域の課題について、区役所内での情報の共有化・事業所との連携の状況を調査。</p>	<p>①</p>	<p>新たな工営所の開設や、OB職員の配置、「地域の声」対応ルール(情報共有カルテ、地域の声対応連絡)の全庁的な運用などにより、市民生活への支援が充実された。</p>	<p>区役所が、区民の日常生活の安全・安心を担う区民に身近な総合行政の拠点として機能できるよう、支援を行うことが必要である。</p>	<p>区役所が各区の実情に応じて、相談・調整機能などを充実させることができるよう、区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとして、区長・区役所の支援に取り組む。</p>

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度の取組内容
<b>事項2-③ 「区政会議」の設置など</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 区政についての意見と区政の評価を行う「区政会議」の設置等により、区の実情に合わせた協働型の区政を展開する。</p>	<p>ア 区政会議の設置 イ 各区の実情に応じた区民参加の拡充</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> 区政にかかわりのある団体等から区長が選任する委員で構成する「区政会議」を設置し、区政についての意見を聴き、評価をしてもらうとともに、テーマ別車座会議、地域懇談会の開催など区民参加の拡充を図る。</p>	
<p><b>【成果目標】</b> 区民の意見を反映した区政運営</p>	<p><b>【業績目標】</b> 同上</p>
<b>事項2-④ 体制づくり</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 協働を担い、地域主権の確立に向けて取り組むにふさわしい区役所・市役所の体制を確立し、時代にあった合理性を持つ仕組みをつくる。</p>	<p>ア(ア) 区役所と局のあり方検討 ア(イ) 地域において、区役所・区保健福祉センター、局事業所、区社会福祉協議会等が地域の情報を相互に共有し、横断的課題に総合的に対処することができる仕組みづくりを行う。</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 企画機能の強化に向けた検討 (ア) 人事、予算、事業執行などの権限や局と事業所・区役所の組織のあり方についての検討を進める。 (イ) 市の方針やこれに沿った施策や、社会経済状況の変化に迅速に対応し横断的課題に総合的に対処できる施策を立案する機能を持つための組織機構のあり方について検討を進める。 (ウ) 国やシンクタンクなどとの人材交流を強化し、情報交換の機会を充実する。 (エ) 効果的な海外へのプロモーションが展開できるよう各地域の特性に応じた短・中期的な戦略を構築するとともに、その展開に応じて組織を見直し重点化を図る。</p> <p>イ 地域との関係における縦割り等の弊害の改善 地域の一体的・自主的な取組の促進と効果的な支援ができるよう、局の事務事業や計画の立案に当たって市民や区役所の意見を反映する仕組みを導入する。</p> <p>ウ 協働の推進に向けた体制整備 市協働指針を踏まえた協働事業の促進に向けて協働を進める上で生じた課題を解決するための業務支援を行う窓口を設置する。</p>	<p>ア(ウ) 国やシンクタンクなどとの交流強化の検討 ア(エ) 本市経済成長戦略との整合性、世界経済情勢の趨勢、これまでの海外事務所実績、運営手法の観点などから、今後の地域ごとの取るべき戦略、海外事務所のあり方について取りまとめる。 イ 地域力の復興と公共の再編の視点からの市民や区役所の意見を反映できる仕組みの検討・導入 ウ(ア) 大阪市協働指針をふまえた協働事業の実施 (イ) 各局・区役所における協働推進にむけた支援窓口を設置し、協働を推進する役割を担う職員を対象とした大阪市協働指針についての職員研修ならびに協働事業によって生じた協働を進めるうえでの課題を解決するための業務支援を実施する。</p>
<p><b>【成果目標】</b> ア 企画機能の強化 イ 地域との関係における縦割り等の弊害の改善 ウ 協働の推進</p>	<p><b>【業績目標】</b> ア 企画機能の強化に向けた取組内容についての方針策定 (イ) 大都市大阪の活力につながるプロモーション戦略や海外事務所の活用について取りまとめる。 イ 仕組みの導入 ウ・協働事業推進のための全庁体制の整備 ・職員研修による協働意識の醸成</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア ・区政会議に関する規程整備として、「区における総合行政の推進に関する規則」の一部改正 ・全区役所で区政会議を開催。(全区合計で50回以上。)</p> <p>イ ・区政会議を全区にて開催。 ・中学校下ごとの「地域防災フォーラム」を開催。(116回127中学校下で開催、約20,000人参加:11月20日に全中学校下で実施済)</p>	<p>①</p>	<p>ア・イ ・地域防災フォーラムでは、各区の地域防災の取組に関し多くの意見があり、また、区政会議においても、防災に関する意見のほか、子育てや地域コミュニティに関する意見など、多様な意見が寄せられた。 ・各区では、それらの様々な意見に対し、可能なことから課題解決を図る取組を進めるとともに、各区運営方針や予算(案)への反映などを行った。</p>	<p>ア・イ 区政運営については、区長のリーダーシップのもと進めていくという新たな方向性が示されていることから、区民意見の把握方法や、区政の評価方法などについても、区長の判断に委ねられることになるが、そういった判断を行う区長を支援していくための仕組みづくりなどを行う必要がある。</p>	<p>ア・イ 区長が判断し運用する区民意見の把握や評価の仕組みなどについて、必要に応じて区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとして支援に取り組む。</p>
<p>ア(ア) ・地域担当職員が持ち帰った地域課題や区政会議で出された意見等の迅速・的確な対応に向け、「地域の声システム」を導入。 ・関係部署間での移管対象事業の検討(生活基盤・子育て支援事業等)。 ・行政区のあり方等について、様々な角度から議論するため、外部の有識者等で構成する「行政区調査研究会」を設置。(6月設置)</p> <p>ア(イ) ・各局に「地域と区役所を支援する窓口」を整備。(4月) ・区役所・区保健福祉センター、局事業所、区社会福祉協議会等が地域情報を相互に共有する仕組みを検討。</p> <p>ア(ウ) ・民間企業派遣研修において、三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社に職員派遣(1名)。 ・政策派遣研修において、構想日本に職員派遣(1名)。</p> <p>ア(エ) 大阪府と外交方針や国際化戦略などを一体化するとともに、海外事務所について方針を決定</p> <p>イ ・関係部署間での移管対象事業の検討(生活基盤・子育て支援事業等)。 ・区政会議等の意見を区政に反映させるため、予算編成など手法について検討。</p> <p>ウ (ア)職員とNPO法人が互いに理解し合う場としての市民協働フォーラム実施。(1回開催、345人参加) (イ)協働推進に向けた支援窓口の設置。 ・市民協働職員研修実施。(11回実施、延べ1452人受講) ・フォーラム、研修内容を随時、職員向けの庁内ポータルに掲載。</p>	<p>①</p>	<p>ア(ア)・ア(イ)・イ ・「地域の声システム」の導入や地域と区役所を支援する窓口の整備などにより、地域意見が局へ届く為の仕組みづくりを行った。 ・また、ワーキンググループによる移管対象事業の検討を行うとともに、行政区調査研究会を設置し、議論が行われた。</p> <p>ア(ウ) 達成できた。</p> <p>ア(エ) 外交方針や国際化戦略の一体化に向けて、大阪府と順調に協議を進めている。</p> <p>ウ 市民協働職員研修受講後のアンケートで参加職員から「研修の内容は今後職場で活用及び応用できそう」という回答が7割を越え、協働の推進に向けた体制整備の一環として有効であった。また、「協働に取り組む意識は高まった」という回答も8割を越え、協働意識の醸成を進め、成果目標は概ね達成した。</p>	<p>ア(ア)・ア(イ)・イ 基礎自治に関する施策・事業については区長が決定権限を有し、局は区長の補助組織とするという新たな方向性が示されたことから、区長への決定権移譲後には「地域の声システム」は見直し、局は「区長の補助組織」として位置づけ、歳出予算についても、これまでの局主体の編成から区役所主体の編成に変更する必要がある。</p> <p>ア(ウ) 民間企業派遣研修、政策派遣研修は次年度凍結予定。</p> <p>ア(エ) 一体化された戦略に基づく大阪府と大阪市の役割分担の明確化</p> <p>ウ より多くの職員の協働意識が醸成されるよう、今後も取組を継続していく必要がある。</p>	<p>ア(ア)・ア(イ)・イ 基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるよう、局長から区長に決定権を移譲するなど、区役所と局との行政運営システムを変革する取組を区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとして進めていく。</p> <p>ア(ウ) 人事交流の強化、情報交換の機会の充実に向けての別途取組の検討を行う。</p> <p>ア(エ) 大阪府、大阪市が一体となり、効果的に国際交流・海外プロモーションを展開するための手法等について府との協議を進める。</p> <p>ウ 今年度と同様に、協働指針等に基づき取組を継続していく。</p>

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度の取組内容
<b>事項2-⑤ 職員づくり</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 地域力の復興と公共の再編など新しい大阪市政を担う職員の育成</p> <p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 職員力と役割意識の向上 (ア) 使命・役割を理解し、自覚と誇りを持って市民とともに行動できる職員を育成する研修等を実施する。 (イ) 市民活動のコーディネートやファシリテートができる実践力のある職員を養成する。 (ウ) 事業遂行や人材育成においてステップ分析の手法を導入する。</p> <p>イ モチベーション向上やチャレンジ精神発揮のための組織風土づくり (ア) 各組織の目標やビジョンづくり等にポジティブ・アプローチ手法等を活用し、職員の主体的・創造的な行動の誘発を図る。 (イ) 重要な課題や目標達成の困難な課題に挑戦し成果をあげた事業を「ベストプラクティス事業」として積極的に評価するとともに、コーディネート等によって事業費を極力使わずに実施できた地道な取組を「チャレンジ事業」として顕彰し、これらの事例を情報共有する。</p> <p>(ウ) 業務の改革・改善やモチベーションの向上を目的とする職員アンケートを実施する。</p> <p>ウ 職員の社会貢献活動・市民活動への参加促進 (ア) 時間外における地域ボランティアなど職員による社会貢献活動を呼びかけ促進する。 (イ) 職員が主体的に地域の行事やNPO活動など大阪市における市民活動に参加することを促進するための仕組みを検討する。</p>	<p>ア 職員力と役割意識の向上 (ア) 自治体の使命・役割を理解し、自覚と誇りをもって市民とともに行動できる職員を育成するための研修等を実施</p> <p>(イ) 協働の実践力向上研修、NPO活動体験研修などの実施</p> <p>(ウ) 事業の遂行や職員の人材育成においてステップ分析の手法を導入</p> <p>イ モチベーション向上やチャレンジ精神発揮のための組織風土づくり (ア) ポジティブ・アプローチ手法等の活用に向けた研修を実施し、効果が見込める部署で順次、活用する。 (イ) 「ベストプラクティス事業」の評価を行うとともに、「チャレンジ事業」を顕彰する仕組みを構築し周知する。 (ウ) 職員アンケートを実施する。</p> <p>ウ 職員の社会貢献活動・市民活動への参加促進 (ア) 職員による社会貢献活動を実施</p> <p>(イ) 職員による市民活動を促進する仕組みの導入</p>
<p><b>【成果目標】</b> ア 職員力と役割意識の向上</p> <p>イ モチベーション向上やチャレンジ精神発揮のための組織風土づくり</p> <p>ウ 職員の社会貢献活動・市民活動への参加促進</p>	<p><b>【業績目標】</b> 同 上</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア (ア)23年3月に改訂した「人材育成基本方針」に基づき、各階層別研修において、愛市精神の醸成や職員の役割意識の向上につながるプログラムを導入。</p> <p>(イ) ・各階層別研修の講義において、地域主権・市民協働意識の醸成につながるプログラムを導入する等、市民協働職員研修として実施。 (35回実施、延べ2,537人受講) ・フォーラム、研修内容を随時、職員向けの庁内ポータルに掲載。</p> <p>(ウ) ・業務フロー検討プロジェクトチームの取組により可視化された、業務フローの取組結果を活用しながら、ステップ分析手法による職員の人材育成を検討するための研修会を開催。(12月) ・24年度実施の職員研修(局長級研修など)において、ステップ分析研修の導入に向けた企画を策定。</p> <p>イ (ア) ポジティブ・アプローチ手法の研修を実施した。 ・体験型研修:参加者 74名 満足度 97% 活用度76% ・演習型研修:参加者 32名 ①ワールド・カフェ;理解度100% 活用見込み87% ②OST;理解度93% 活用見込み59% ③活用所属:10所属</p> <p>(イ) ・「ベストプラクティス事業」の評価を行い、選定。(62事業:局37 区25) ・チャレンジ事業を顕彰する仕組みづくりの試行として、先進的取組を、市政改革室の庁内情報紙で紹介。 (23年8月～11月、4事業)</p> <p>(ウ) ・定期的な職員アンケートの実施に向けて、階層別職員研修受講者を対象に、事前アンケートを実施。 (階層別アンケート回収数 1,330件) ・回答内容をふまえ、全職員対象のアンケートを実施。 (10月実施 回収数 9,161件)</p> <p>ウ ・新採職員に対して、「ボランティア体験」及び「市民協働体験」のカリキュラムを導入して研修を実施。 ・希望選択型のパワーアップ研修において、「市民協働実践講座」「地域や組織の課題克服、コーディネーター育成講座」を実施。 ・庁内ポータルにおいて、職員向けボランティア情報を掲載。 ・平成23年10月に実施した「市政改革に関する職員アンケート」で、地域活動の参加状況や、参加意欲の現状を把握。</p>	<p>①</p>	<p>ア ・各階層別研修等受講後のアンケートで参加職員から「協働に取り組む意識は高まった」という回答が7割を越え、職員力と役割意識の向上の一環として有効であった。 ・現在進めている業務フローの取組と併せてステップ分析の研修を実施したことで、手法導入への理解が深められ、次年度の研修メニューとして企画された。</p> <p>イ (ア)ポジティブ・アプローチ手法の体験型・演習型研修受講者のアンケート結果では、満足度・活用度・理解度・活用見込みのいずれも高い数値を示しており、受講者のモチベーション向上にはつながっており、有効な取組であると考える。</p> <p>(イ) ・23年度局・区運営方針において、ベストプラクティス事業評価のチャレンジ目標が、50所属中37所属、50目標設定されており、一定、チャレンジ精神発揮につながっているものと考えられ、有効な取組であると判断する。 ・区役所における先駆的な事例となる「チャレンジ事業」を室担当者が収集し、区役所への負担を課すことなく、市政改革室の庁内情報紙で取組内容や事業効果などを発信してきた。</p> <p>(ウ)改善につなげるための基礎データの集約ができた。</p> <p>ウ 有効な取組ができた。</p>	<p>ア ・より多くの職員の役割意識が向上するよう、今後も取組を継続していく必要がある。 ・ステップ分析について、理論の習得については、職員研修でそれぞれの階層に応じた内容での研修を実施することが必要である。 ・具体的な実践については、分析等に時間を要するため、業務フローの取組と併せて実施するなど、日常業務への支障を考慮し工夫が必要である。</p> <p>イ (ア)組織風土づくりに向けでは、ポジティブ・アプローチ研修受講者だけでなく、市役所全体に向けた展開が必要であり、ポータルの活用によるPRだけでなく、組織目標づくり等での具体的な活用に向けた取組も必要である。</p> <p>(イ) ・チャレンジ精神発揮に向けて、ベストプラクティス事業評価を浸透させるとともに、インセンティブを与えるような仕組みづくりも検討する必要がある。 ・区役所自らが先駆的な取組を区民や庁内に情報発信することで、区の特色をより濃く出すことが求められている。</p> <p>(ウ)「なにわルネッサンス2011」の認知度が39.9%に留まった。</p> <p>ウ 職員アンケート調査では、最近1年間に業務外で社会貢献活動や市民活動などに参加したことがある職員は36.9%であり、意識醸成には時間がかかることから、継続的で地道な取組が必要である。</p>	<p>ア ・今年度と同様に、取組を継続していく。 ・まず管理者層を対象に、ステップ分析手法を導入するための仕組みと考え方を理解するための研修を導入。 ・効率的に業務フローの取組へステップ分析手法を導入するための仕組みの検討および取組を進める。</p> <p>イ (ア)体験型研修の継続開催や活用事例の周知を行うことにより手法の認知度向上に取り組むとともに、演習型研修の回数増・事例研究会の新規開催など活用の促進にも取り組む。</p> <p>(イ) ・チャレンジ性の誘発に向け、庁内イントラにおける情報提供の工夫などベストプラクティス事業評価の更なる周知を行うとともに、チャレンジ目標の設定を促進させるよう評価基準の改善も行う。 ・各区における事業経費等の有無に関わらずあらゆる事業について、区役所自らが区民等へ積極的に情報発信し、PDCAサイクルを徹底する組織風土づくりが必要。</p> <p>(ウ)「市政改革プラン」の周知徹底 職員アンケートの継続実施。</p> <p>ウ 引き続き取組をすすめる。</p>

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度の取組内容
<p><b>事項2-⑥ 市政改革を進めるための人材マネジメント</b></p>	
<p>【趣旨・目的】 限られた人材の士気と能力及び組織パフォーマンスの向上(職員数抑制への対応)と、仕事の目標・機軸の明確化、人事評価の透明性の向上、職員間の認識共有化など「仕事の見える化」(職員気質の多様化等への対応)を推進する。</p>	<p>ア 平成24年度の新規採用者からこれまでのあり方を見直し社会人経験者の採用を推進</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 新しい大阪市政に求められる職員像を明確化し、人物重視の採用と社会人経験者の採用を推進する。  イ 多角的な視点から物事を見つめることのできる人材と、特に高度な専門性を有する人材とをバランスよく養成する。(一般行政職員)  ウ 区役所業務の特性を重視した人事異動を推進する。  エ 人材育成のための人事評価を徹底する。  オ 給与制度への勤務成績の反映を推進する。  カ 変化に対応し役割に応じた働きができる職員を育成する階層別研修プログラムを実施する。  キ 職場内コミュニケーションを推進する。  ク 技能職員業務の特性を「地域から市政を変える」新しい取組に最大限活用するなど技能職員の今後のあり方を明確化する。  ケ 一時的、補完的業務などについては、臨時的任用職員、任期付職員等を活用し、本務職員業務を協働のコーディネート、企画・立案、公権力行使などの業務に純化する  コ 職員の服務規律を確保する。</p>	<p>イ及びウ 平成22年度に策定した、多角的な視点から物事を見つめることのできる人材と特に高度な専門性を有する人材とをバランスよく養成するとともに、区役所業務の特性を重視した新しい人事異動基準(係員)に基づく人事異動を平成23年度から実施</p> <p>エ 職員研修等により意識浸透に取り組む。</p> <p>オ 平成23年度以降も引き続き実施</p> <p>カ 平成23年度研修プログラムから順次実施</p> <p>キ 平成23年度から全局・区役所で幹部職員と若手職員等との懇談会等を実施(各局・区役所の不祥事根絶プログラムに明記)</p> <p>ク 平成23年度以降の人事異動において順次実施(地域担当制への活用など)</p> <p>ケ 平成23年度以降継続的に推進</p> <p>コ 職場内コミュニケーションを推進し不祥事の根絶を図る。</p>
<p>【成果目標】 ・職員アンケートにおいて、士気と能力の向上及び仕事の「見える化」にかかる取組に対する肯定的な認識80%を達成する。 ・特に人事評価に対しては、理解度(理解している・おおむね理解してる)90%、満足度(不満はない)75%を達成する。</p>	<p>【業績目標】 同上</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア 社会人経験者を対象とした採用試験要綱を公表。            ・試験区分:事務・行政            ・採用予定者数:5名程度            ・採用予定日:平成24年4月1日</p> <p>イ及びウ            ・平成23年度所属間人事異動者(事務職員)393名うち、局区間異動者 274名。            (人事異動における局区間異動の割合69.7%)</p> <p>エ            ・新任評価者研修を7～8月に計5回実施。            係長級 449名            技能統括主任・部門監理主任 139名            ・課長級・課長代理級職員を対象とした「人材育成・面談訓練」を8月に計22回実施。            対象者 1,897名            ・人事評価制度職場グループワークの実施を各所属へ通知(7月)し、9月末までに実施。</p> <p>オ 平成24年1月実施。</p> <p>カ 「人材育成基本方針」に基づき、若手層に対する実践力の強化・管理監督者のチーム力強化に資する人的マネジメントの強化・基幹的人材育成のための選抜型研修(=行政経営研修)の実施など、各階層別研修において、変化に対応し役割に応じた働きができる職員の実現に向けた講義内容をカリキュラムに導入。</p> <p>キ及びク            ・各所属で所属長等と若手職員との懇親会、所属長による職場巡視等のコミュニケーション推進のための取組みを実施又は検討。            ・課長・課長代理級を対象とした服務研修の実施(6/24～7/14)、職場服務研修(7/19～)。            ・区役所、事業所に対する服務査察の実施。</p> <p>ク            ・地域安全防犯業務の体制強化。            14名(別途再任用職員4名)を配置。            ・「地域安全対策業務」から「地域安全防犯業務」と名称を変更し、街頭犯罪発生件数ワースト1返上に向けた地域安全防犯業務について重点的に取組むとともに、これまで実施している安全対策業務を実施。</p> <p>ケ 各所属に対して非正規職員等の活用や民間活用などの積極的な推進を行い、平成24年度事務事業の執行体制について計画するよう依頼。(6月)</p>	<p>①</p>	<p>・社会人経験者を対象とした採用試験を実施し平成24年4月1日に採用する予定。            ・また、勤務成績の給与反映実施、職員研修等の着実な実施、所属長による職場巡視や若手職員との交流を行うなど、各項目について概ね目標を達成したと考えている。            ・階層別研修プログラムについても、有効な取組ができた。</p>	<p>・平成24年2月公表の「市政改革プラン」基本方針編(案)において、人事給与制度改革が掲げられており、現在、検討を進めている。            ・また、府市統合に向け検討が必要となった具体的な課題等については次年度において解決に向け取り組む。            ・階層別研修プログラムについては、変化に対応し役割に応じた働きができる職員の実現に向けて、継続的で地道な取組が必要である。</p>	<p>・府市統合に向け、大阪府、大阪市の人事面での課題を取りまとめ、その課題解決のため整合性を図るよう各分野において検討を行う。            ・階層別研修プログラムについては、引続き取組を進める。</p>

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度の取組内容
<b>事項2-⑦ 良きガバナンスの実現</b>	
<p>【趣旨・目的】 効率的・効果的な業務執行により、市民の信頼と共感を得る。</p>	<p>ア ・新たな「課制」の導入 ・区役所、事業所への権限移譲と組織全体の情報共有の仕組みづくり</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 現場への権限移譲や組織全体の情報共有化、効果的・効率的なチェックシステム、職員の相互協力による「職場力」の強化など、組織横断的に事業調整、執行管理する仕組みづくりを行う。</p>	<p>・効果的・効率的なチェックシステムの検討</p>
<p>イ 区役所と局が分担している事務事業や繁忙要素となっている業務等について、ケーススタディ的に業務プロセスを可視化し事務改善して業務能率を向上させることによって、協働の視点から新たな業務プロセスの創造をめざすマネジメントへの転換の端緒とする「業務フローの最適化」に取り組む。</p>	<p>イ 複数の局・区役所が関係する事務事業、定例的・定常的な事務事業等から検討対象を選定し、業務フローの検討・再構築を行い、可能なものから実施</p>
<p>ウ 減価償却費や人件費などの見えにくいコストを含めたフルコスト情報や、これまで蓄積してきた資産・負債についてのストック情報が把握できる公会計システムを構築し、その情報を市民に公表するなど、事業コスト情報の可視化を促進する。</p>	<p>ウ 公会計システム開発にあたっての課題整理</p>
<p>エ 長期的観点から取り組む事業にかかる計画について、社会経済情勢への適合性の点から適宜評価し、見直しを行う。</p>	<p>エ 評価・見直しの方針の検討</p>
<p>オ 市役所内での調査・照会等について、必要最小限のものとするとともに、共同実施、既存資料の活用などの簡素化を図る。</p>	<p>オ 現状の把握・整理と方針の検討</p>
<p>カ 職員のコンプライアンス研修や職員が業務に関して弁護士によるアドバイスを受けられるリーガルサポーターズ制度を充実する。</p>	<p>カ リーガルサポーターの弁護士の1名増員</p>
<p>キ コンプライアンスやサービスなど職務上の問題に直面した職員のサポート体制の周知やより利用しやすい仕組みづくりに努める。</p>	<p>キ 制度の周知とより利用しやすい仕組みづくりの推進に向けた各局への働きかけ</p>
<p>【成果目標】 ア 組織横断的な事業調整、執行管理 イ 協働の視点からの新たな業務プロセスの創造 ウ 平成25年度に施策別等のフルコスト情報などを公表 エ 長期的観点から取り組む事業にかかる計画の社会経済情勢への適合 オ 調査・照会等の簡素化 カ 職員アンケートにおいて「コンプライアンス意識が高まった」旨の回答80%以上及び適正な職務執行 キ 各局・区役所において制度の周知、より利用しやすい仕組みづくりを進める。</p>	<p>【業績目標】 ア ・新たな「課制」の導入 ・区役所、事業所への権限移譲と組織全体の情報共有の仕組みづくり ・効果的・効率的なチェックシステムの検討 イ 複数の局・区役所が関係する事務事業、定例的・定常的な事務事業等から検討対象を選定し、業務フローの検討・再構築を行い、可能なものから実施 ウ「基準モデル」導入に向けた財務会計システムと一体化した公会計システムを構築 エ 評価・見直しの方針の検討 オ 現状の把握・整理と方針の検討 カ リーガルサポーターの弁護士の1名増員 キ 制度の周知とより利用しやすい仕組みづくりの推進に向けた各局への働きかけ</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア ・新たな「課制」の導入→1監、18局、24区に導入。(4月) ・地域担当職員が持ち帰った地域課題や区政会議で出された意見等の迅速・的確に対応に向け、「地域の声システム」を導入、現場で求められる権限についての情報把握。</p> <p>イ ・プロジェクトチームを設置し、モデル区(福島区、浪速区)、対象業務(地域福祉サービス)等取組方針を決定。 ・モデル区でのアンケート・ヒアリング、関係局のヒアリング、他区調査を行い、検討対象20項目の最適化方針案を策定。 ・モデル区を含む各区長の最適化方針案に関する指示内容を取りまとめた後、関係局に区との詳細調整と最適化の実施を要請。</p> <p>ウ システムの開発及び各WGにおける課題検討については概ね予定どおり進んでいたが、12/24の戦略会議で大阪府と同様の新公会計制度の導入へと方針転換したため、「基準モデル」導入に向けた作業は中止した。 方針転換後は大阪府の新公会計制度についての詳細調査を実施するとともに、2月に大阪府と情報提供に関する協定を締結し、システムのプログラムソースや設計書等の提供を受けた。</p> <p>エ 評価・見直し方針の検討。</p> <p>オ プロジェクトチームで決定した取組方針に基づき、他都市の簡素化取組状況、及び本市各所属における照会回答の実態に関する調査を実施し、プロジェクトチーム等で結果報告。</p> <p>カ コンプライアンス研修(グループ討論型研修)について、さらなる充実強化を図るため、9月に民間の研修事業者により実施した。リーガルサポーターズ制度については、現状等から、弁護士の増員は現時点で行っていないが、引き続きその必要性の精査を行う。</p> <p>キ より利用しやすい制度とするため、リーガルサポーターズ制度の相談事案の目録情報を庁内ポータルへ掲載し情報共有を行っているほか、コンプライアンスニュースの配布、コンプライアンス相談制度に係る規程改正及び周知などの取組を進めた。</p>	<p>①</p>	<p>ア ・新たな「課制」をスムーズに導入することができた。 ・「地域の声システム」の導入により、地域意見が局へ届く為の仕組みづくりを行った。(再掲)</p> <p>イ 今後、局と区で詳細が調整され次第、最適化が順次予定どおり実施される見込みである。</p> <p>ウ 12月までは「基準モデル」導入に向けた検討や公会計システムの開発は順調に進捗していた。 その後、大阪府と同様の新公会計制度導入へと方針を転換したため、戦略・目標については、設定し直す必要がある。</p> <p>エ 順調に作業を進めており、効果的・効率的な業務執行に寄与している。</p> <p>オ 調査により把握、整理した現状等情報に基づき、予定どおり方針の検討に入っている。</p> <p>カ 職員アンケートでコンプライアンス意識が高まったという回答が80%を大きく超えている(95%)。また、研修の実施やリーガルサポーターズ制度の利用方法の効率化も行っており、目標を達成している。</p> <p>キ 目標どおりコンプライアンスに係る職員へのサポート体制の構築・周知を行っている。</p>	<p>ア 基礎自治に関する施策・事業については区長が決定権限を有し、局は区長の補助組織とするという新たな方向性が示されたことから、区長への決定権移譲後には、局は「区長の補助組織」として位置づけられることから、「地域の声システム」は見直しを行う必要がある。(再掲)</p> <p>イ 初めての取組みで、途中で区長の位置付けが変更されたこともあり、想定以上に手間と時間を要した。</p> <p>ウ 大阪府から提供を受けたプログラムソースや設計書等を分析し、本市に適合させるためのシステム改修を行う必要がある。 また、事業別財務諸表の作成など、マネジメントに向けた活用方針についても関係所属と連携して検討を進める必要がある。</p> <p>エ 歴史的経過をふまえて、社会経済情勢への適合性の観点から見直し案を検討していく必要がある。</p> <p>オ 改善策の策定には、問題のある事例など、さらに具体的な実態を把握する必要がある。</p> <p>カ 研修の効果的な実施。</p> <p>キ コンプライアンスの推進には、各所属において風通しの良い職場作りが必要。また、区役所の地域担当職員が直面する課題の整理とサポートのあり方について検討が必要。</p>	<p>ア 基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるよう、局長から区長に決定権を移譲するなど、区役所と局との行政運営システムを変革する取組を区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとして進めていく。(再掲)</p> <p>イ 前年度の経過と新体制を踏まえて、取組方法や手順を見直し、期間短縮とより多くの「業務フローの最適化」に取り組む。</p> <p>ウ 平成26年度中の試行開始に向け、庁内推進体制を構築のうえ、各所属や大阪府等と連携して要件整理や課題解決に取り組む。 また、発生主義・複式簿記の基礎知識や財務諸表の活用等に関する研修も実施。</p> <p>エ 検討結果を踏まえ、次年度以降見直し案の提示を行う。</p> <p>オ 前年度の調査結果を基に所属ヒアリングや調査内容の把握・分析を行い、改善策を検討する。</p> <p>カ 実施効果が高いと考えられるグループ討論型の研修を充実する。</p> <p>キ コンプライアンスを推進するために、風通しが良い職場作りに向けた各種支援を行う。 区役所の地域担当職員が直面する課題を整理し、サポートのあり方について検討する。</p>

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度 of 取組内容
<b>事項2-⑧ 区役所の体制整備と権限・機能の強化</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 地域課題の解決に向けた活動を支援するとともに、さまざまな相談に対して地域に最も身近な区役所で迅速・的確な対応が行えるよう、区役所の体制と権限・機能の強化を行う。</p>	<p>ア 区役所の内部組織を総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編</p> <p>イ 区裁量予算枠の拡大</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 区役所が地域活動支援や生活支援を的確に担うための体制として総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編する。</p> <p>イ 地域ニーズをできるだけ区政に反映させるため、各区の特性に応じた事業企画ができる予算枠を拡大する。</p> <p>ウ 地域防犯対策事業や子育て支援に関する事業など、より地域の特性や区の実情に応じた展開ができる事業を局から区役所に移管する。</p> <p>エ 局が所管する地域に関わる事業について、区役所が区や校区等地域の地域ニーズや地域事情を反映するために主導的に関わることができる仕組みを導入する。</p>	<p>ウ 地域防犯対策事業、子育て支援に関する事業等の移管</p> <p>エ 局事業への区役所の関与の仕組みを導入</p>
<p><b>【成果目標】</b> ア 平成23年度に再編 イ 地域ニーズの区政への反映 ウ 地域の特性や区の実情に応じた事業展開 エ 平成23年度中に仕組みを導入</p>	<p><b>【業績目標】</b> 同上</p>
<b>事項2-⑨ 局の地域・区役所支援の強化</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 市役所全体で区役所と地域活動を総合的に支援し、区役所がよりよく地域活動支援と生活支援の役割を果たすことができるよう、局の地域・区役所支援を強化する。</p>	<p>ア 協働まちづくり室の設置、各局等への地域活動支援・協働推進窓口の整備</p> <p>イ 区役所と局の関係強化の仕組みの試行</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ア 「区政会議」の意見その他区役所からの提案・要請に対して市役所全体で応えとともに、地域に関わる本市施策や協働に関わる本市施策を総合的に推進する市長直轄の協働まちづくり室を設置し、各局に地域活動支援・協働推進窓口を設けるなど、区役所の地域活動支援業務を局が支援する体制を整備する。</p> <p>イ 区役所・局の組織を越えた交流の促進と縦割りの解消を進めるとともに、区役所の繁忙期などにも円滑で効果的な応援体制がとれるよう、区役所と局の関係づくりによる区役所サポーターの仕組みなど、区役所と局の関係強化の仕組みを導入する。</p> <p>ウ 地域の中小企業をきめ細やかに支援するため、局への地域連携担当の配置や区役所への経営相談窓口の順次設置など、区役所と局との連携を強化するとともに、区役所と地域が協働して取り組む地域経済活性化の取組を弾力的に支援する仕組みを導入する。</p>	<p>ウ 地域経済活性化に向けた地域・区役所支援の体制の整備、仕組みの導入</p>
<p><b>【成果目標】</b> ア 平成23年度に組織体制を整備 イ 平成24年度に仕組みを導入 ウ 平成23年度中に支援体制を整備し、仕組みを導入</p>	<p><b>【業績目標】</b> ア、イ 同上 ウ ・区役所における経営相談対応の体制を整備</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア ・区役所の内部組織を総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編。(4月) ・全区に地域担当を統括する職員を配置し体制強化。(24担当係長)</p> <p>イ ・区裁量予算枠の拡大に向けた検討。</p> <p>ウ・エ ・地域の特性や区の実情に応じた展開ができる事業を、局から区役所に移管するために、区役所が局の事業に関わることができる仕組みについて検討。</p>	①	<p>すべての取組みについて進捗は図られたが、基礎自治に関する施策・事業については区長が決定権限を有し、局は区長の補助組織とするという新たな方向性が示されたことから、区予算については区長へ移譲される決定権を踏まえて、平成25年度から、各区の特性と実情に応じた区の予算案を区長が取りまとめられるよう、制度設計、仕組みづくりを行うという方向で取り組むことになった。</p>	<p>新たな考え方に基づき、予算をこれまでの局主体の編成から区役所主体の編成に変更するなどして、区長権限を強化することが必要である。</p>	<p>区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくりなどについて、区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとしての取り組みを進めていく。</p>
<p>ア、イ ・協働まちづくり室の設置。(4月) (設置目的:区政会議の意見その他区役所からの提案・要請に対して市役所全体で応えるとともに、地域に関わる本市施策や協働に関わる本市施策を総合的に推進)</p> <p>ウ ・経済局に地域連携グループを配置。(4月) ・地域経済活力創造制度の創設。(14区で19事業を実施) ・地域や区役所による地域経済活性化に向けた活動を支援。(区役所に対する提案・サポート活動:198回) ・区役所における経営相談の実施。(6月より順次実施、年度末時点で24区中20区で実施)</p>	①	<p>協働まちづくり室の設置、各局等への「地域と区役所を支援する窓口」の設置、区役所における経営相談の実施、区役所による地域経済活性化に向けた活動の支援などの取組を行うことができた。</p>	<p>基礎自治に関する施策・事業については区長が決定権限を有し、局は区長の補助組織とするという新たな方向性が示されたことから、これまでの行政運営システムを変革していく必要がある。</p>	<p>局が区長の補助組織として有効に機能し、基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近な区長の決定権により実施されるよう、区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとしての取り組みを進めていく。</p>

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度の実施内容
<b>事項2-⑩ 地域情報を施策に反映する仕組みづくり</b>	
<p>【趣旨・目的】 正確な市民ニーズの把握や反映によって、地域の実情やニーズに応じた有効な地域支援と適切な公共サービスにつなぐ。</p>	<p>ア 各区役所における情報収集体制の強化 イ 地図情報システムを活用した統計情報等の提供による支援 ウ 地域支援システム等の活用</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア さまざまな地域情報や課題など地域担当のもとに集まる情報や、区民モニター等の広聴担当に集まる情報など区役所が集約できる情報を整理・加工し、その共有を進め、区の施策に反映する。 イ 国勢調査などの統計情報をはじめ、市が保有する情報を、地図情報として地域に提供し、あるいは地域担当者が地域実情や課題の把握につなぐことにより、地域に対する支援を充実する。 ウ 地域住民をはじめ民生委員や保健・医療・福祉関係者など地域のネットワークにより地域の福祉課題の発見や相談支援等に取り組み、関係先への提言や市政に反映させる仕組みとして構築されている地域支援システムなど既存の仕組みの活用を検討する。 エ ア～ウで取り扱う情報や事業所に集まる情報など、さまざまな情報が、「区政会議」などで活用され、必ず区役所や局の必要な部署に届き、適切に対応されるよう、既存のシステムの充実や統合など、局や区の枠組みを超えた情報共有の仕組みづくりを検討・実施する。</p>	<p>エ 各区役所・局を通じた情報共有体制の強化</p>
<p>【成果目標】 区役所における地域のさまざまな情報やニーズの的確な共有</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>
<b>事項2-⑪ 区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の連携による地域活動支援の充実</b>	
<p>【趣旨・目的】 区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の三者が連携することにより、地域の市民活動をより有効に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援にかかる組織間の情報の共有化</li> <li>・ 三者連携策のあり方検討</li> <li>・ 区における中間支援機能の拡充</li> </ul>
<p>【取組の考え方(戦略)】 区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の三者がより緊密に連携し、地域で活動する団体間の連携促進や運営支援、団体との協働事業の実施、地域団体への活動支援、地域住民による市民活動の組織化の支援、「地域活動協議会」の立上げや運営等への支援など、地域の市民活動をより有効に支援する。</p>	
<p>【成果目標】 区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の三者による地域活動の効果的な支援</p>	<p>【業績目標】 三者による連携強化に向けた新しい取組を導入する。</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア、エ ・地域担当職員が持ち帰った地域課題や区政会議で出された意見等の迅速・的確な対応に向け、「地域の声システム」を導入。(再掲)</p> <p>イ ・地図情報システム(GIS)の活用事例を、地域担当者に説明。(6月実施、参加35名)</p> <p>ウ 地域支援システム活用の検討。</p> <p>エ ・地域担当職員に対する研修を実施する中で、担当職員間の意見交換や情報共有等を行った。 ・実際の地域との関わりにおける事例を通じて、市民・職員相互の認識の共有化を図るため、地域担当職員他、市民、コミュニティ協会、社会福祉協議会の職員が一堂に会した研修を実施。</p>	<p>①</p>	<p>「地域の声システム」の運用や、GIS活用事例の説明会の開催、地域担当職員への研修の開催などを行い、市民ニーズの施策への反映についての取組を進めた。</p>	<p>区政運営については、区長のリーダーシップのもと進めていくという新たな方向性が示されていることから、区民意見の把握や施策への反映などについては、区長の判断に委ねられることになるため、そういった判断を行う区長を支援する必要がある。</p>	<p>必要に応じて区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとして支援に取り組む。</p>
<p>・市コミ協、市社協も構成メンバーに、有効な地域活動支援に向けて、中間支援組織のあり方などを検討する「地域力強化タスクフォース」を設置。(8月設置)</p> <p>・地域力強化タスクフォース及びそのワーキングにおいて、地域活動協議会モデル4区の現状・課題及び区役所と中間支援組織との現状の認識について情報共有を実施。(タスクフォース3回開催、ワーキンググループ2回開催)</p> <p>・モデル4区において、市コミ協、市社協、区役所でタスクフォースのワーキングを行ない、三者での連絡会議を実施していくための検討を行った。</p>	<p>③</p>	<p>地域活動支援の有効的手段としてきた三者連携のあり方について再度検討が必要となった。</p>	<p>中間支援組織について、各区の実情に合わせた連携や役割分担を図るなど、その活用について検討が必要である。</p>	<p>・地域の実情にあわせて中間支援組織を選べるような仕組みづくり。 ・区役所が中間支援組織と連携し、地域活動を支援するための仕組みづくり。</p>

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度 of 取組内容
<b>事項2-⑫ 市民サービスの向上と区役所事務の効率化</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b>            今後の区役所の果たすべき役割を考慮しつつ、窓口業務や庶務関係業務など効率化が可能な業務について効率化を進めながら、市民サービスの充実に努め、より便利で快適な区役所をめざす。</p>	<p><b>ア 窓口業務の効率化</b>            (ア) サービスカウンター(1か所)で委託化、検証            (イ) 区役所窓口以外の証明書発行サービスの導入手法を検討し、方針を策定            (ウ) 全区役所へのフロアマネージャーの配置            (エ) 業務システムの連携を強化するための基盤系システム統合基盤も開発に着手</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b>  <b>ア 窓口業務の効率化</b>            (ア) 証明書発行業務を外部委託化する。            (イ) 区役所窓口以外の証明書発行サービスの導入を検討する。            (ウ) 区役所に申請書の記載支援や必要な関連手続(保険・福祉など)の適切な案内を行うフロアマネージャーを配置する。            (エ) 区役所の業務端末の統合や業務システムの連携強化を図る。</p> <p><b>イ 事務事業の共同実施</b>            庶務関係業務やバックオフィス業務などについて、集約化や複数区連携により効率化を検討する。</p>	<p><b>イ 事務事業の共同実施</b>            区役所の窓口業務や庶務関係業務について、集約化や複数区での共同実施を検討</p>
<p><b>【成果目標】</b>            ア (ア)～(エ)の実現            イ 事務事業の共同実施</p>	<p><b>【業績目標】</b>            ア 平成23年度中に、窓口業務の効率化の方針を策定する。            イ 平成23年度中に、事務事業の共同実施の方向性を取りまとめる。</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア                      (ア) 梅田サービスカウンターにおける証明書発行業務について、9月から民間委託を実施した。</p> <p>(イ) 区役所窓口以外の証明書発行サービスの導入手法を検討し、コンビニエンスストアにおける証明書の交付サービスについて、平成27年1月から実施する方針を決定した。</p> <p>(ウ) 4月にフロアマネージャーを全区役所に配置し、申請書の記載支援や関係手続きの案内を実施した。12月には窓口で満足度調査を行い、一定の評価を得ていることを確認した。</p> <p>(エ) 基盤系システム統合基盤の基本設計を行った。</p> <p>イ                      ・10月から郵送事務処理センターにおける、住民票・戸籍に関する証明書の郵送請求の集約化範囲の拡大を実施した。</p> <p>・行政区のあり方等について、様々な角度から議論するため、外部の有識者等で構成する「行政区調査研究会」を6月に設置し、事務事業の共同実施についても検討を行った。</p>	<p>①</p>	<p>証明書発行業務のサービスカウンターでの委託化やフロアマネージャーの配置など、市民サービスの向上と区役所事務の効率化に向けた業務改善の取り組みは着実に進捗している。</p>	<p>ア                      (ア) 区役所窓口における証明書発行業務の委託化あたって、効率的な業務フローを確立することが必要である。</p> <p>(イ) 区役所窓口以外の証明書発行サービスについて、効果的な利用の促進に向けた方策の検討が必要である。</p> <p>(ウ) フロアマネージャー業務について、更なるサービス向上を図ることが必要である。</p> <p>(エ) 業務システムに関して、住民基本台帳等システム、税務事務システムが再構築に着手するため、基盤系システム総合基盤の開発と整合性を取る必要がある。</p> <p>イ                      事務事業の共同実施等の検討にあたっては、バックオフィス業務の集約化などにより効率化を図るとともに、専門性の確保と両立する必要がある。</p>	<p>ア                      (ア) サービスカウンターでの委託実施状況をふまえ、区役所での窓口業務の委託化に取り組んでいく。</p> <p>(イ) コンビニ交付等の区役所窓口以外の証明書発行サービスについて、他都市事例の収集を行いつつ、カード普及方策やサービス提供内容など、本市の実情をふまえた具体的な利用率の向上策の検討を進めていく。</p> <p>(ウ) 各区の実施状況にあわせた形で、より効果的なサービス提供にむけた検討を進める。</p> <p>(エ) 業務システムの再構築については、基盤系システム統合基盤の開発の進捗を管理し、システム所管と調整を行いながら、課題整理を進める。</p> <p>イ                      事務事業の共同実施等、引き続き施策や事業の見直しを図り、効果的・効率的な行政運営を進めていく。</p>

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の取組内容
<b>事項3-① 「事務事業総点検」等に基づく点検・精査</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 「中期的な収支均衡に向けた対策のフレーム」における「さらなる経費削減 約120億円」の実現をめざし、「事務事業総点検(中間取りまとめ)」に引き続き、総点検で問題提起を行った事業について点検・精査を行うとともに、日常の事務にかかる経費の徹底したムダの排除など、経費削減の徹底を進める。</p>	<p><b>ア 点検・精査</b> 100事業のうち、平成23年度予算に向けて精査した16事業を除く84事業について、再構築部会でさらに整理・分類のうえ、引続き点検・精査し、再構築等を図っていくとともに、現行のPDCAサイクルや分権型予算編成システムのもとで、各局・区においても主体的に不断の見直しに取り組む。</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> <b>ア 点検・精査</b> ・「中間とりまとめ」で問題提起を行った940事業について、国や他都市水準等との比較を実施し、他都市水準比較で「上回っている」「比較困難」と整理した事業の一般財源総額で9割以上を占める1億円を超える100事業を優先的に精査を行う。 ・施策効果検証のために「政策試行」として数年間の事業休止等の手法も検討</p> <p><b>イ 経費削減の徹底</b> ・庁舎・事務所の光熱水費、広報印刷物の削減及び物品の集中購買の継続による経費削減を徹底するとともに、不用額の圧縮や事務事業総点検による削減などの収支改善の取組を進める。</p>	<p><b>イ 経費削減の徹底</b> 「庁舎・事務所の光熱水費」「広報印刷物、物品の購入」等の取組を継続して実施することにより、引続き経費削減の徹底を図る。</p>
<p><b>【成果目標】</b> 「中期的な収支均衡に向けた対策のフレーム」における「さらなる経費削減約120億円」を実現する。 (見直し可能となったものから速やかに、平成23年度以降の予算等へ反映)</p>	<p><b>【業績目標】</b> 中期的な財政収支概算との関係等をふまえて、収支改善に向けて点検・精査の効果を平成24年度予算へ反映</p>
<b>事項3-② 市民利用施設等及び都市基盤施設等の管理のあり方検討</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 市民利用施設をはじめとする都市基盤施設の管理のあり方について、必要性、有効性、管理のあり方等についての方向性を明らかにする。</p>	<p><b>ア 市民利用施設等</b> 全庁的な検討体制を立ち上げ、施設の廃止・転用や機能統合なども含めた活用方策の検討を行う。</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> <b>ア 市民利用施設等</b> (ア)市民利用施設について、市民ニーズに応じた利用が可能となるよう、活用方策を精査する。 (イ)本市の施設全体について、効果的・効率的に施設の維持・運営を図る必要があり、配置のあり方、活用方策等も含め精査する。 (ウ)検討にあたっては、全庁的な検討体制を構築する。</p> <p><b>イ 都市基盤施設等の管理</b> 都市基盤施設等の維持管理については、予防保全の考え方に基づく戦略的維持管理(アセットマネジメント)を推進する。 維持管理水準等の最適化や限られた財源での維持管理の仕組みなど、財政状況を考慮した施設のマネジメントについて取り組む。</p>	<p><b>イ 都市基盤施設等の管理</b> 予防保全の考え方に基づくアセットマネジメントに向けて、策定作業中の方針・計画について策定に向けた取組を進める。また、策定済の方針・計画については効果的、効率的な維持管理を推進する。</p>
<p><b>【成果目標】</b> <b>ア 市民利用施設等</b> 平成25年を目途に方針を策定する。その方針に沿って実施計画を取りまとめる。</p> <p><b>イ 都市基盤施設等の管理</b> 平成25年度までに方針を策定し推進していく。</p>	<p><b>【業績目標】</b> <b>ア 市民利用施設等</b> 市民利用施設ごとの課題の検討と重点的に取り組むべき事項の整理</p> <p><b>イ 都市基盤施設等の管理</b> 予防保全の考え方に基づくアセットマネジメントに向けて、策定作業中の方針・計画について策定に向けた取組を進める。また、策定済の方針・計画については効果的、効率的な維持管理を推進する。</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア 点検・精査 84事業について、各局からのヒアリング結果などを踏まえ、事業の性質や事業を取り巻く状況などをもとに、「国やその他の検討等に併せて整理を行う事業」「既定の対応方針等に基づき見直しを進める事業」「国、府へ制度や財源措置の拡充を求めている事業」「それらのいずれにも該当しない事業」の4つに分類・整理を行った。1月以降、23年度予算で一般会計の一般財源ベース1億円以上の施策・事業を対象に、平成24年度の本格予算に向け点検・精査を行い、試案をとりまとめる。</p> <p>イ 経費節減の徹底 ・各取組を継続して実施。 ・庁舎・事務所の光熱水費については、既実施の取組の継続に加えて、照明の一部消灯や空調運転時間の短縮等の緊急節電対策を実施(7月1日～9月22日)し、本庁舎では夏期1日平均電気使用量を15%以上削減。冬季についても、引き続き、照明の一部消灯や空調温度の設定変更、エレベーターの運転停止などの様々な取組により10%以上を削減。</p>	<p>③</p>	<p>現在、「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」基本方針編(案)の考え方に沿ってアクションプラン編を策定中。</p>	<p>アクションプラン編を踏まえて再構築を進める。</p>	<p>アクションプラン編を踏まえて再構築を進める。</p>
<p>ア 市民利用施設等 市民利用施設ごとの課題の検討整理を行い、市民ニーズに応じた施設利用のあり方(施設の廃止・転用や機能統合など)についての改革プロジェクトチームとしての案の取りまとめに向けて作業を進めた。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理【推進状況等】 ○策定した方針・計画に基づいて、効果的、効率的な維持管理を推進 ・舗装維持管理計画(道路)・橋梁維持管理計画・河川維持管理方針・浄水施設及び配水管整備事業など ○効果的、効率的な維持管理に向けて策定作業中 ・道路施設維持管理計画・河川水門長寿命化計画・下水処理区ごとの施設管理計画・港湾施設ごとの維持管理計画</p>	<p>①</p>	<p>ア 市民利用施設等 市民利用施設について、市民ニーズに応じた施設利用のあり方、効果的・効率的な維持・運営についての検討が進んでいる。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 都市基盤施設等の戦略的維持管理の実現に向けて、目標年次を見据えた取り組みが着実に進行している。</p>	<p>ア 市民利用施設等 築年の新しい施設や合築施設なども多く、また、災害時の避難場所の確保など、方針の策定にあたって考慮すべき事項が多い。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 施設の維持管理にあたって、維持管理システムなどの精度向上を図る必要がある。また、維持管理計画の策定において、現況調査に多大な時間を要するものがある。</p>	<p>ア 市民利用施設等 市民ニーズに応じた施設利用、施設の廃止・転用や機能統合などの方向性を盛り込んだ「市民利用施設の管理のあり方」の改革プロジェクトチーム案を提示し、各局等との議論を経て方針を策定する。策定後は、その方針に沿って実施計画を取りまとめるよう各局等に指導・調整する。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 方針等を策定済の都市基盤施設については、その方針等に基づいて効果的、効率的な維持管理を進め、策定作業中のものについては、引き続き策定に向けた取り組みを進める。</p>

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の実施内容
<b>事項3-③ 外郭団体等のあり方検討</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 外郭団体等について、個々の団体の役割、出資・出捐比率の程度をもとに、人的関与の有無、財政的関与の度合いなどから本市の関与のあり方を精査するとともに、今日的な視点から改めて全団体の存在意義、事業内容の検証・見直しを行い、解散、統廃合、関与の見直しによる指定解除、監理のあり方の見直し等を行う。</p>	
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> ・外郭団体等の本市のまちづくりに果たす役割、存在意義について、今日的視点で一から検証し、見直す。 ・検証・見直しにあたって、外郭団体自らの提案を受けて見定める手法や団体としての業績評価等を導入する。 ・今後の外郭団体のあり方として、ターミナルなどの活性化の核として企画事業を展開する。</p> <p>(例) ・大阪地下街(株)、(株)大阪市開発公社等については、管理会社から、商都大阪にふさわしい賑わいの空間を生み出す企画事業など、地域の活性化への寄与について検討する。 ・団体の存在意義については団体の役割、今後の使命などを業務目標とあわせて情報公開する。 ・団体の方向性・監理のあり方を示すとともに、団体数、派遣職員・本市OB役職員数、競争性のない随意契約委託料等の見直しについては、23年3月に策定した「外郭団体改革計画」に基づき、引き続き取組を推進する。 ・団体職員については、団体の新たな役割推進の担い手として、民間部門からの雇用機会の増進を図る。 ・港湾局所管団体の持株会社化を視野に入れた検討・取組を進める。 ・団体資産の有効活用に取り組む。なお、(株)大阪市開発公社におけるグループファイナンス事業資金約94億円については、22年度回収済。</p>	<p>・平成23年3月に策定した「外郭団体改革計画」に基づき、団体数及び派遣職員数、市OB役職員、委託料の見直し等の各取組を進める。</p> <p>・外郭団体への業績評価制度の導入を図るほか、団体の資産調査を行いその有効活用方策を検討し、可能なものから平成24年度予算に反映する。</p>
<p><b>【成果目標】</b> 団体数 ・平成22年7月時(118団体)を1/3以下に 業績評価制度 ・平成23年度導入 派遣職員 ・平成22年7月時(315人)を1/2以下に 市OB役職員 ・最低限必要な役員39ポスト(固定化することなく、団体改革の進捗状況にあわせ適宜見直し)以外は公募制とする。 ・職員として再就職の65歳超の本市OB職員については、1年以内の解消をめざす。 市OB役員報酬 ・上限900万円～630万円に引下げ 委託料 ・外郭団体等への委託料総額3割削減、競争性のない随意契約5割削減(21年度決算比)</p>	<p><b>【業績目標】</b> ・平成23年3月に策定した「外郭団体改革計画」に基づき、団体数及び派遣職員数、市OB役職員、委託料の見直し等の各取組を進める。</p> <p>・外郭団体への業績評価制度の導入を図るほか、団体の資産調査を行いその有効活用方策を検討し、可能なものから平成24年度予算に反映する。</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>団体数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年3月時 72団体(▲46団体)</li> </ul> <p>資産調査、業績評価の導入</p> <p>派遣職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年7月時 264人(▲51人)</li> </ul> <p>市OB役職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低限必要な役員ポストの見直し 35(▲4)</li> <li>・一般的な役職員について公募手続開始</li> </ul> <p>市OB役員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限額を900万円～630万円に引下げ</li> <li>・外郭団体などの常勤役員報酬の自主的開示を要請</li> </ul> <p>競争性の無い委託料削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度決算時 321億円(▲66億円)</li> </ul> <p>外部有識者会議の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭団体評価会議委員に経営戦略の精通者3名を新たに委嘱</li> </ul>	<p>①</p>	<p>外郭団体改革については、団体数見直し、市派遣職員引きあげ及び委託料削減など一定の成果をあげている。</p>	<p>外郭団体については、外郭団体評価会議などにおいて、個別団体ごとに廃止、民営化、広域化などの観点により、一から抜本的に見直しを行っているところである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭団体について、個別団体の方向性、いわゆる天下りや派遣職員のあり方、市からの競争性のない随意契約についてゼロベースで見直し。</li> <li>・市政改革プランに「団体数削減」「派遣職員の引きあげ」「競争性のない随意契約の見直し」「補助金等の見直し」を記載。</li> </ul>

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の実施内容
<b>事項3-④ 都市基盤施設等の経営形態等のあり方検討</b>	
<b>3-④-ア (港湾事業)</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	大阪港埠頭公社を株式会社化し、阪神港の一体化に向けた取り組みを進める。
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> 《大阪港埠頭公社の株式会社化や阪神港の一体化》 阪神港において、埠頭株式会社コンテナターミナル等の経営を一元化する。埠頭株式会社は、港湾コスト低減や荷主に対するサービス向上を図り、戦略的な港湾経営を実現する。</p>	
<p><b>【成果目標】</b> ・平成23年に大阪港埠頭公社を株式会社化 ・平成27年を目途に大阪港埠頭株式会社と平成23年に株式会社化が予定されている神戸港埠頭公社の経営統合をめざす。</p>	<p><b>【業績目標】</b> 同 上</p>
<b>3-④-イ (中央卸売市場)</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能なものから総合メンテナンス方式を導入していく。</li> <li>・指定管理者制度の導入について、国や他都市の情報を収集し、調査・研究を行う。</li> <li>・今後の大規模な施設整備にあたってのPFI方式など民間活力の導入についての検討を進める。</li> </ul>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> 《中央卸売市場の運営形態の検討》 よりいっそうの効率的な管理運営のため、総合メンテナンス方式や指定管理者制度の導入などの方策について検討を行うとともに、今後の大規模な施設整備にあたっては、PFI方式など民間活力の導入について検討を行う。</p>	
<p><b>【成果目標】</b> 平成25年度までに、総合メンテナンス方式を導入するとともに指定管理者制度の導入等の結論を出す。</p>	<p><b>【業績目標】</b> 同 上</p>
<b>3-④-ウ (高速道路)</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	料金体系の一元化、都市圏高速道路等の整備・維持管理の実現に向けて法・制度の創設など国等への要望活動を行う。
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> 《高速道路網の強化・充実》 料金体系の一元化、都市圏高速道路等の整備・維持管理の実現に向けて法・制度の創設など国等への要望活動を行う。 〈料金体系の一元化〉 都市圏の高速道路等の運営主体間で異なる料金体系を解消し、地域の実情をふまえた対距離制の導入 〈都市圏高速道路等の整備・維持管理〉 償還期間を抜本的に見直し、料金収入による整備・</p>	
<p><b>【成果目標】</b> 料金体系の一元化等の早期実現</p>	<p><b>【業績目標】</b> 同 上</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>・平成23年4月に、大阪港埠頭株式会社が大阪港埠頭公社から事業・財産の全部を継承し、本格的に業務を開始した。</p> <p>・平成23年4月に、阪神港では、国際コンテナ戦略港湾施策を推進する実働体制として、大阪市、大阪港埠頭株式会社、神戸市、神戸港埠頭株式会社が共同で「阪神港国際コンテナ戦略港湾推進事務局」を開設した。</p> <p>・大阪港埠頭株式会社が作成する運営計画、特例港湾運営会社の指定申請及び大阪、神戸両港埠頭株式会社の経営統合について、協議、調整を行った。</p> <p>※特例港湾運営会社: 統合までの間、暫定的に指定される港湾運営会社</p> <p>・平成23年7月及び平成24年2月に、特例港湾運営会社の指定に向けての検討状況を国際コンテナ戦略港湾検討委員会(事務局: 国交省港湾局)に報告した。</p> <p>・阪神港で連携して内航フィーダー網の強化策やポートセールスを展開し、コンテナ貨物の集荷を図った。</p> <p>・大阪府と大阪府で港湾管理の一元化について、検討を行った。</p>	<p>①</p>	<p>・平成27年に大阪、神戸両港埠頭株式会社の経営統合に向け、関係者と協議を進捗させることができた。</p> <p>・大阪港埠頭株式会社、神戸市、神戸港埠頭株式会社と連携して、中国地方・四国地方へポートセールスを展開するとともに、平成23年10月『阪神港セミナー』を開催し、阪神港としての取り組みが展開できた。</p>	<p>・平成24年度の特例港湾運営会社の指定に向け、国、埠頭会社と協議・調整が必要である。</p> <p>・平成27年の大阪、神戸両港埠頭株式会社の経営統合に向け、国、神戸市、両港埠頭会社と協議・調整が必要である。</p> <p>・平成23年度に引き続き、平成24年度も大阪港埠頭株式会社、神戸市、神戸港埠頭株式会社と連携して、ポートセールス等の取り組みが必要である。</p>	<p>・国際コンテナ戦略港湾検討委員会の意見も踏まえ、大阪港埠頭株式会社が作成する運営計画、特例港湾運営会社の指定申請及び大阪、神戸両港埠頭株式会社の経営統合について、協議・調整を進める。</p> <p>・大阪港埠頭株式会社、神戸市、神戸港埠頭株式会社と連携して、ポートセールス等の取り組みを進める。</p> <p>・大阪府と大阪府で港湾管理の一元化について、府市統合本部での議論を踏まえ引き続き検討を行う。</p>
<p>・総合メンテナンス方式の一部導入を実施し、さらなる拡充に向けて検討を進めた。</p> <p>・指定管理者制度の導入を検討している大阪府の動向について情報収集を行った。</p> <p>・本場における冷蔵庫棟整備のあり方について市場内業者との協議を重ねた。またPFI方式を含め効率的な整備手法の内部検討を行った。</p> <p>・府市4市場における連携方策や将来の一体運営について検討を進めた。</p>	<p>①</p>	<p>戦略にかかる取組の進捗状況は順調に推移している。</p>	<p>・府の指定管理者制度導入の効果や問題点について調査研究を行い、市市場への導入の是非について結論を出す必要がある。</p> <p>・本場の冷蔵庫棟の整備については、景気が低迷していることから適正な施設規模が定まらず、市場内業者との協議が難航している。規模・場所の確定後、効率的な整備手法の検討が必要である。</p>	<p>・指定管理者制度について、23年度に公募を導入した府市場における先例について調査・研究を行う。</p> <p>・本場の冷蔵庫棟の整備について、あり方を含め規模や整備手法について関係事業者と共同して検討を行う。</p>
<p>・大阪府・兵庫県・神戸市・堺市等と調整を図りながら、PPP手法を活用した一体的運営の実現に必要な検討項目等についての提案を取りまとめ、国が実施した官民連携事業の案件募集に共同で応募した。</p> <p>・料金体系の一元化につながる料金圏の撤廃、対距離制への移行等を柱とする阪神高速道路の料金改定について、市会の議決を経て本市として同意を行った。</p> <p>・料金体系の一元化、償還スキームの見直し、維持管理有料制度の導入等について、平成25年度末を目途に一定の方向性を示すべく、具体的な検討を進めることで、国との間で合意し、検討会での議論を開始した。</p>	<p>①</p>	<p>・H24.1から実施した阪神高速道路の対距離料金制への移行は、阪神圏の高速道路における料金体系一元化に向けた第一歩である。</p> <p>・国との間で、目標年次を定めて検討することを合意できたことは、構想の具体化に向けての大きな前進である。</p>	<p>・協議・検討を進めていくため、より具体的な制度内容を検討し、提示していく必要がある。</p> <p>・構想実現のためには、各種の法改正の必要がある。</p>	<p>引き続き関係自治体と連携しながら、阪神都市圏の高速道路料金のあり方を議論する国と地方の検討会にて、議論を進めていく。</p>

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度 of 取組内容
<b>3-④-エ (上下水道事業:経営改革の推進)</b>	
<p>【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	<p>大阪市水道事業中期経営計画(平成23～27年度)に基づき、長期的な水需要の動向、施設の老朽化などをふまえた供給体制の再構築、事業所の統合・再編及び委託化の推進等による事業持続性の確保・向上を図る。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 《上水道事業の経営改革の推進》 経営計画を策定し、供給体制の再構築、事業所の統合・再編及び委託化の推進等による事業持続性の確保・向上を図る。</p>	
<p>【成果目標】 平成22年度中に平成23年度から始まる5年間の経営計画を策定し推進する。</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>
<b>3-④-エ (上下水道事業:内外への水ビジネスの展開等)</b>	
<p>【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	<p>「(仮称)大阪市 水・環境技術海外展開推進機構」を立ち上げ、経済界と連携して、各国のニーズなどを十分に把握し、コンソーシアムの形成など戦略的な官民連携方策について検討する。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 《内外への水ビジネスの展開等》 「(仮称)大阪市 水・環境技術海外展開推進機構」を立ち上げ、経済界と連携して、各国のニーズなどを十分に把握し、戦略的な官民連携方策について検討する。</p>	
<p>【成果目標】 平成23年度に「(仮称)大阪市 水・環境技術海外展開推進機構」を立ち上げる[上下水道等]。</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>
<b>3-④-オ (交通事業)</b>	
<p>【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	<p>・新たな中期経営計画を策定し、改革型公営企業としての取組を推進する。 ・経営形態の研究・検討を行う。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 〈改革型公営企業としての取組を推進〉 ア効率的な事業運営 イ市営交通社会貢献等戦略プランの推進 ウ市営バス事業の改革プラン「アクションプラン」の推進 以上のような取組により、企業体質の強化、市民・利用者からの信頼感の向上に努め、その取組を精査する。 〈経営形態の研究・検討〉 より効率的で、市民・利用者に最適なサービス提供ができる形態について、さまざまな経営形態のメリット・デメリットや現実的な課題等を整理したうえで、研究・検討を行う。</p>	
<p>【成果目標】 ・平成23年度中に新たな中期経営計画を策定し推進する。 ・バス事業は平成27年度までに収支均衡を図る。地域とともに赤バスの利用促進に努め、併せて需要の検証を行い、これをふまえて、バス路線の抜本的な再編を実施する。</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・8区の未納整理業務を委託化。</li> <li>・施設保全センター業務の段階的な再構築に向けた検討を実施した。</li> <li>・事業所の統合・再編に向けて、4合同庁舎の基本設計を策定した。</li> <li>・府域一水道に向けた第一歩として大阪広域水道企業団との統合について、検討を進めた。</li> </ul>	①	<p>平成22年度に策定した中期経営計画に基づき、各取組みを着実に進めている。</p>	<p>引き続き経営改革を着実に推進する必要があるとともに、大阪広域水道企業団との統合に向けて諸課題に対する検討を進めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度から未納整理業務の委託を予定している8行政区について、委託のための準備を行う。</li> <li>・事業所の統合・再編に向けて、4合同庁舎の実施設計を行う。</li> <li>・大阪広域水道企業団と統合し、府域一水道を実現することについて、府市統合本部及び企業団と企業団構成市町村での議論を踏まえ、引き続き検討を進めていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年4月に経済界とともに「大阪市水・環境ソリューション機構」を設立した。</li> <li>・機構活動を通じてプロモーション活動、現地調査を実施した。</li> <li>・官民連携チームによる将来の事業化に向けた基礎調査を実施した。</li> <li>・ホーチミン市人民委員会との覚書に基づき、「ホーチミン市における統合的廃棄物セミナー」を現地で開催した。</li> </ul>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における国際見本市出展、セミナー開催などのプロモーション活動や現地調査などを通じた協力関係の構築により、ベトナム国ホーチミン市との間で水・環境分野を中心とした協力関係に関する覚書を締結した。</li> <li>・さらに、官民連携チームによる水・環境各分野での将来の事業化に向けた基礎的な調査の実施により、企業の受注可能性の増大を図った。</li> <li>・以上のように官民連携による具体的な取組を実施し、機構の目的とする海外の水・環境問題への貢献と大阪・関西企業の海外展開支援の取組が図れた。</li> </ul>	<p>将来の事業化につながる案件発掘のための効果的な海外プロモーションの実施や相手国政府機関との関係構築の強化。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際見本市出展等によるプロモーション活動や相手国政府機関との関係構築・ニーズ発掘のための現地調査を実施する。</li> <li>・将来の事業化に向けた基礎調査を官民連携により継続して実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな中期経営計画の策定指針を平成23年10月に策定した。</li> <li>・改革型公営企業としての経営改善等の取組を推進した。</li> <li>・「海外都市における公共交通事例等の調査研究業務」の調査委託を実施し、国内外の事例調査とメリット・デメリットの整理等を実施した。</li> <li>・市営交通事業の民営化について、その課題整理などを行った。</li> </ul>	①	<p>改革型公営企業として中期経営計画、市営バス事業の改革プラン「アクションプラン」等に着実に取り組んだ。また、新たな中期経営計画の策定指針を策定し、経営形態の国内外の事例調査等を実施(その後経営形態を変更すべき事業と位置付け)した。これらを推進することで、経営基盤の強化、安全性・利便性・快適性の向上等、予定通り企業体質の強化が図れた。</p>	<p>交通事業(地下鉄、バス)については、府市統合本部会議の中で経営形態を変更すべき事業として位置付けられており、府市統合本部の基本的方向性を受けて、地下鉄事業は民間事業者の知識・経験を活用して、市の事業枠組みを超えた成長戦略を実現できる民営化、バス事業は民間事業者の知識・経験を活用して、持続可能なサービスを検討していく必要がある。</p>	<p>交通事業(地下鉄、バス)の民営化については、平成24年6月の府市統合本部の基本的方向性案を受けて、具体的な検討を進める。</p>

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の実施内容
<b>3-④-カ（廃棄物処理）</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	<p>焼却工場について、平成25年度を目途とする公営企業化に向けた検討を進めるとともに、粗大ごみ収集の一部について民間委託化を進め、二人乗務作業の拡大に向けた計画を策定する。</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> 《焼却工場の独立採算、収集の民間委託化など廃棄物処理事業全体の経営形態のあり方 など》 ・焼却工場について、地方公営企業への移行を図り、事業運営の透明性の確保、独立採算による職員意識の向上、柔軟な組織体制の構築などを実現する。 ・収集部門における民間委託の拡大、二人乗務作業の拡大など収集体制のよりいっそうの効率化等を図る。</p>	
<p><b>【成果目標】</b> 〈焼却工場〉 平成25年度を目途に公営企業化を図る。 〈収集輸送〉 粗大ごみ収集や環境整備業務(不法投棄処理等)の一部について民間委託化を図る。</p>	<p><b>【業績目標】</b>  同 上</p>
<b>事項3-⑤ 公共事業のあり方検討</b>	
<p><b>【趣旨・目的】</b> 「選択と集中」の方針のもと、公共事業のあり方を整理し、効果的、戦略的に公共事業を実施していく仕組みづくりを進める。</p>	<p>今後5年間の事業を厳選する全庁的な検討体制を立ち上げ、平成24年度においてもおおむね平成22年度の公共事業費(税等ベース)の水準以下で公共事業が実施されるよう事業の選択と集中を進める。</p>
<p><b>【取組の考え方(戦略)】</b> 《公共事業のあり方》 〈選択と集中の考え方〉 重点化し戦略的に進めていく必要がある事業について選択と集中を図り公共事業を実施していく。 〈事業費抑制の考え方の方向性〉 事業時期の調整、事業費の精査・財源の確保など  《取組の進め方》 今後の公共事業については、おおむね平成22年度の公共事業費(税等ベース)の水準以下で事業の選択と集中を進める。事業を厳選する全庁的な検討体制を構築し、厳選の結果を予算編成に反映させる仕組みづくりを進め、今後の起債の償還動向にも留意しながら、効果的、戦略的な公共事業の実施を図る。</p>	
<p><b>【成果目標】</b> 事業を厳選するための全庁的な検討体制を構築し、平成27年度までを目処に、事業の選択と集中を進めながら、おおむね平成22年度の公共事業費(税等ベース)の水準以下で、公共事業の実施を図っていく。</p>	<p><b>【業績目標】</b>  同 上</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>・焼却工場について、地方公営企業化に向けた収益拡大やコスト削減の取組、人事・組織体制を検討するとともに、資産整理や長期収支シミュレーションの作成を進めてきた。しかし、広域化という新たな視点に立ち、業務を効率的に運営できるよう検討を進めた。</p> <p>・収集部門においては、平成23年10月から、北区、都島区、旭区、城東区、鶴見区の粗大ごみ収集業務を民間に委託した。また、二人乗務作業については、新たに、平成24年度中に15台、平成25年度以降に13台を実施することを決定した。</p>	<p>焼却工場 ③</p> <p>収集輸送 ①</p>	<p>・地方公営企業化によって事業の透明性が確保され、経営の健全化を図り、職員のコスト意識・経営意識を高め、発電収益のさらなる拡大や要員体制の見直しなどにより効果的・効率的に事業を運営することが可能となるが、広域化という新たな視点に立ち、業務を効果的・効率的に運営できる手法について、検討を進めている。</p> <p>・収集輸送部門においては、粗大ごみ収集業務の円滑な民間委託を実現するなど、着実に取組を進めてきた。</p>	<p>・広域化という新たな視点に立ち大阪府域という範囲にとらわれず、ある程度の広い範囲でマネジメントしていくとともに、あわせて要員体制の見直しや収益拡大などこれまで公営企業化の中で検討してきたメリットを最大限生かしながら、効率的な事業運営ができるような具体的な手法について検討を進めていく必要がある。</p> <p>・収集輸送部門においては、粗大ごみ収集業務等の民間委託化や二人乗務作業の拡大など、収集体制のよりいっそうの効率化の早期実施に努めつつ、府市統合本部とも連携しながら、「民にできることは民へ」の基本的な考えに基づき、民営化への検討を進める。</p>	<p>・焼却工場のあり方については、府市統合本部とも連携しながら、引き続き検討を進めていく。</p> <p>・収集輸送部門においては、府市統合本部とも連携しながら、今後の方向性の検討を進める。</p>
<p>全庁的な検討体制として、関係局室とともに、市政改革PT公共事業部会を立ち上げ、この部会において、予算編成に反映させる仕組みづくりを進めながら、事業費の見込みを把握し、公共事業の選択と集中を進めた。</p>	<p>①</p>	<p>23年8月時点の今後5年間の公共事業費の見込みとしては、目標水準以下で推移する見込みであり、なにわろネッサンス2011で掲げた目標を達成している。</p> <p>一方、大阪府市統合本部において、公共事業も含めた事務事業の広域行政などへの仕分けの議論がなされており、これらを注視しながら、新たな市政改革プランのアクションプラン編の策定に向けて公共事業の見直しを行っていく必要がある。</p>	<p>広域行政と基礎自治行政を区分し、大阪にふさわしい新しい自治の仕組みをつくって行くに際し、公共事業についてさらなる選択と集中や都市基盤の適切な維持管理について検討を進めていく必要がある。</p>	<p>新たなインフラ整備に関する事業のさらなる選択と集中を徹底するとともに、既存のインフラの維持管理にあたっては、経済活動や市民生活を支えるインフラを持続可能なものとし将来世代に良好な状態で引き継いでいく施設の長寿命化の視点も踏まえた戦略的な維持管理を実施するなど、「建設から維持管理への重点化」という観点も含めた見直しを進める。</p>

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度 of 取組内容
事項3-⑥ 職員数・人件費のあり方検討	
<p>【趣旨・目的】</p> <p>事務事業の点検・精査、施策・事業の再構築をふまえ、職員数削減及び給料月額等のカットを継続して実施するとともに、さらなる抑制として、超過勤務手当の削減、管理職ポストの削減などにより総人件費の抑制を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数を削減するとともに、給料月額及び管理職手当のカットを継続実施する。</li> <li>・超過勤務手当を削減し、月額制の行政委員会委員等の報酬額を日額制に見直す。</li> </ul>
<p>【取組の考え方(戦略)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数を削減するとともに、給料月額及び管理職手当のカットを継続実施する。</li> <li>・超過勤務手当を削減し、行政委員会委員等の月額制の報酬額を日額制に見直す。</li> <li>・管理職ポスト数を削減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職ポスト数を削減する。</li> </ul>
<p>【成果目標】</p> <p>【人件費予算額(一般会計第一部)の削減】 平成22年度 2,362億円 ⇒平成27年度 2,134億円(削減率 ▲9.7%)</p> <p>【職員数の削減】 平成27年度までの5年間で ▲4,000人を削減(削減率 ▲10.2%)</p> <p>【超過勤務手当予算額(一般会計第一部)の削減】 平成22年度 75億円 ⇒平成27年度 37.5億円(削減率 ▲50%) 平成27年度までの5年間の累積削減額 118億円</p> <p>【行政委員会委員の報酬額の見直し】 月額制から日額制へ見直す。</p> <p>【管理職ポスト数の削減】 平成27年度までの5年間で▲850削減</p>	<p>【業績目標】</p> <p>同上</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>【職員数の削減】 平成22年10月 38,985人 ⇒ 平成23年10月 37,899人 ▲1,086人を削減(削減率 ▲2.8%)</p> <p>【給料月額及び管理職手当のカット】 《給料月額》 課長代理級以上 ▲5.0% 係長級以下 ▲2.4% (平成23年12月1日～、カット率については、人事委員会勧告の状況をみながら年度ごとに検討) 《管理職手当》 ▲10%(平成29年度まで継続)</p> <p>【超過勤務手当予算額(一般会計第一部)の削減】 平成22年度 75億円 ⇒ 平成23年度 65億円 ▲10億円</p> <p>【行政委員会委員の報酬額の日額制への見直し】 平成23年4月から実施 平成22年度予算 232百万円 ⇒ 平成23年度 152百万円 ▲80百万円</p> <p>【管理職ポスト数の削減】 平成22年10月 7,903 ⇒ 平成23年5月 7,762 ▲141</p>	①	着実に実施している。	特に職員数については、統合本部における経営形態の見直しや、施策・事業の再構築等の議論を踏まえる必要がある。	特に職員数については、左記議論を踏まえ、全市的な取組内容が確定次第、精査を図る。

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の実施内容
<p><b>事項3-⑦ 収入の確保に向けた検討</b></p>	
<p>【趣旨・目的】 経済の活性化、事務事業の再構築等による税収改善に向けた中長期的な取組とともに、当面、税外収入の確保に向けた取組をさらに強力に推進する。</p>	<p>ア 広告料収入 ・広告事業推進プロジェクトチームを設置し、全庁的な進捗管理を行うとともに、新規事業の促進や課題解決に向けた取り組みを強化 ・広告の募集状況をより広く周知するため、広告事業者等に向けてメールマガジンを発行</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 広告料収入 広告事業推進プロジェクトチームを設立し、新規事業の促進や全庁的な取組を強化するとともに、行政財産を活用した広告とネーミングライツの拡充など、広告事業を拡充する。</p>	<p>・各所属が広告事業に取り組みやすいように、マニュアル等を定期的に改定すると同時に、先進的な取り組みは、全所属で情報を共有できるように、庁内ポータルに掲載 ・大阪市広告事業行動計画を策定し、27年度の目標に向けて各取組を推進</p>
<p>イ 不動産売却、資産の有効活用 (ア) 新たな処分検討地の追加(事業予定地の見直し、施設の公用廃止・再編整備等による余剰地の創出)やまちづくりに資する未利用地(学校跡地等)について、新たな売却手法の指針を策定し、売却を促進する。 (イ) 売却が困難な用地等について、暫定的な利用として、民間への貸付等による有効活用を図り、歳入を確保する。</p>	<p>イ 不動産売却、資産の有効活用 (ア) ①未利用地処分の進捗管理 ・資産流動化用地プロジェクトチームによる各局ヒアリング等を通じて「大阪市未利用地活用方針」に則した全体的な進捗管理を行い、計画的かつ迅速な未利用地の有効活用、処分を促進 (ア) ②新たな処分検討地の追加 ・資産流動化合同プロジェクトチームによる各局調査、ヒアリング等を通じて、事業予定地の見直し、施設の公用廃止・再編整備等の検討、実施を促し、余剰地を創出 (ア) ③新たな売却手法の検討・導入 ・地区計画の策定など資産価値を高め、まちづくりに資する売却手法の導入 ・本市施策実現のための事業提案型審査委員会方式等の導入 (ア) ④不落物件の需要を喚起するための工夫 ・個々の不落要因に応じた対策を進め、売却を促進(購入者のニーズの把握、価格算定のあり方の検討など) ・宅建業者への情報提供やインターネットオークションの活用など物件の特性に応じた周知方法 (イ)売却困難地等の貸付けによる継続的収入の確保 ・売却困難地や事業化までに相当の期間を有する物件の積極的な貸付(一時貸付、定期借地等)による有効利用と収入確保</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア 広告料収入 H23効果額(3月末見込) 319百万円 ・暮らしの便利帳(隔年度発行)や地下道を活用した広告事業の実施もあり、業績目標は達成できる見込み。 ・「大阪市広告事業推進プロジェクトチーム」第1回会議の開催。(4月) ・第1回プロジェクトチーム幹事会の開催。(5月) ・海外・国内での広告事例や本市への広告事業の提案など、広告事業者による講演会を実施。(5月) ・他都市での行政財産を活用した広告事例を調査し、各所属へ周知。(6月) ・広告事業メールマガジンの発行。(6月) ・「大阪市広告事業行動計画」の策定にあたり、各所属行動計画策定の照会(6月)を行うとともに、各所属に対し計画内容等のヒアリングを実施。(8月) ・「大阪市広告事業推進プロジェクトチーム」第2回会議の開催(9月) ・第2回プロジェクトチーム幹事会の開催(9月)</p> <p>イ 不動産売却、資産の有効活用 (ア)①平成24年1月末時点の売却済み額は約205億円であり、目標を達成している。 (ア)②21年度末時点で処分検討地が1000億円を下回っていたが、事業予定地等の見直し等を行ない、1500億円の処分検討地確保に向けて抽出を終えている。 (ア)③まちづくりに資する売却に関する方針を策定し、具体的に地区計画を利用して、23年度に1件売却済みである。また、事業提案型審査委員会方式についても、エコ住宅を用途指定とする売却について、手続き中である。(1月末) (ア)④不落物件については、宅建業者への情報提供、インターネットオークションを利用するなど、情報発信を行うことにより、6億円売却済み。 (イ)売却困難地等については、(資産流動化用地プロジェクトチームによる)各局ヒアリング等を通じて状況把握を図った。他方、有効活用に向け民間ノウハウを活かすべく、専門家から貸付手法モデルの意見を集約した。</p>	<p>①</p>	<p>ア 広告料収入 ・各所属での取り組みについての進捗管理や、プロジェクトチーム会議などでの広告事例紹介、広告事業者による講演会の実施などにより情報の共有が図られてきている。 ・また、広告事業に活用可能な資産の洗い出しを行い、歩道橋でのネーミングライツの実施や、大規模公園の公園灯バナー広告、ごみ焼却工場外壁での広告掲示など新たな取り組みが検討されており、税外収入等の確保によって厳しい財政状況下でも市民サービスの維持につなげようという機運が醸成されつつある。 ・その結果、23年度広告料収入の効果額は計画額(254百万円)を上回る成果を挙げている。</p> <p>イ 不動産売却、資産の有効活用 本市の依然として厳しい財政状況の中、平成22年度以降、平成30年度までに1500億円の売却目標額を設定した。具体的な商品化については、資産流動化用地プロジェクトチームにおいて、各局ヒアリングを実施し、円滑に売却できるように関係局と詳細な打ち合わせを行っており、着実に売却を進めている。22年度は約123億円の実績をあげ、23年度についても1月末時点で205億円(目標146億円)と目標を達成している。また、前期処分(平成25年度まで)については、高額物件もあり、順調に売却が推移すると想定される。まちづくりに資する売却については、周辺の地域特性を踏まえて都市計画手法の活用や、本市施策実現のための事業提案型審査委員会方式を導入するなど新たな売却手法による方針を策定し、23年度は1件売却に向けた手続きを行った。</p>	<p>ア 広告料収入 ・「大阪市広告事業推進プロジェクトチーム」において、26年度目標額5億円の達成に向けた、各所属での具体的な取り組み及びその進捗管理を行っていく必要がある。 ・より魅力的な広告媒体としての新たな広告手法や募集方法などを検討する必要がある。</p> <p>イ 不動産売却、資産の有効活用 将来的に、商品化作業において課題のある物件が増加することが予想され、確実に売却できるように、課題解決のための仕組みが必要。 また、入札したものの不落になった物件については、個々の不落要因に応じた分析を行なう必要がある。 さらに、売却困難地等の貸付についても対象物件の抽出を継続的に行い、有効活用を進める必要がある。</p>	<p>ア 広告料収入 ・歩道橋や大規模施設などでのネーミングライツの取組みや、屋外広告の規制緩和の検討をふまえた広告事業の取組みを進める。 ・先進的な広告手法や広告募集方法などについては、民間ノウハウも活用しながら全庁的な推進体制である「プロジェクトチーム幹事会」で検討し、戦略的に広告事業を展開する。 ・広告事業事務マニュアルの改訂や先進的な取り組みの事例の紹介など各所属が広告事業に取り組みやすい環境づくりを行う。</p> <p>イ 不動産売却、資産の有効活用 ○未利用地の詳細分析 ・処分検討地について、売却が容易なものと困難が予想されるものに分類し、個々に詳細な分析のうえ、諸課題やスケジュールを明確化する。 ・事業予定地等の状況を詳細に分析し新たな処分検討地の追加を図る。 ○未利用地処分の進捗管理 ・資産流動化用地プロジェクトチームによる各局ヒアリング等を通じて「大阪市未利用地活用方針」に則した全体的な進捗管理を行い、計画的かつ迅速な未利用地の有効活用、処分を促進 ○新たな売却手法の推進、売却について民間のノウハウを活かした手法の検討 ・地区計画の策定など資産価値を高め、まちづくりに資する売却手法での処分の促進。 ・本市施策実現のための事業提案型審査委員会方式等の利用の拡大。 ・物件の特徴を活かし、商品化作業量と売却額を比較検討し、民間のノウハウを活かして売却等有効活用を図る。 ○売却困難地等については、売却以外の有効活用策について、最も有効な活用策についての検討 ・売却に加え、貸付やPPP等の資産有効活用の手法を比較検討し、各物件で最も有効な活用手法の整理を行う。</p>

### 3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の取組内容
<p>ウ 契約手法等の見直し 自動販売機・売店等の競争性ある契約への転換の徹底などにより増収をはかる。</p> <p>エ 未収金対策 (ア) 支払い能力があるにもかかわらず、滞納のある債務者に対して、差押えなどの法的措置を徹底する。 (イ) 重複滞納者に対する効果的・効率的な徴収及び滞納整理を実施する。 (ウ) 高額難件事案に対する全市的な徴収体制を構築する。 (エ) 債権の適切な管理と責任の所在を明確にするため、「(仮称)債権管理条例」を制定する。</p>	<p>ウ 契約手法等の見直し 目標(27年度6億円)の達成に向けて、自動販売機・売店等の競争性ある契約への転換の徹底などにより増収をはかる。</p> <p>エ 未収金対策 (進行管理) ・「大阪市債権回収対策会議」において、各局が定めた各債権ごとの目標数値の達成状況について進行管理を行うとともに、適正な債権管理、早期の滞納整理についての総括的指導を実施 (重複滞納者に対する効果的・効果的な対応) ・市税の重複滞納者のうち、滞納処分や徴収猶予など既に処理されているものは、市税の情報をもとに対応 ・財政局税務部の「重複滞納整理班」において、個人市民税(普通徴収)と国民健康保険料(5万円以上)の重複滞納を集約して徴収 ・「国民健康保険料・介護保険料収納対策グループ」において、国民健康保険料と介護保険料のデータの共有化等を行い、滞納処分等の厳正な実施 ・保育料との重複債権については、保育料納付相談の機会に一括して、納付相談を実施</p>
<p>【成果目標】 ア 広告料収入 27年度目標額5億円(21年度実績1億円) イ 不動産売却、資産の有効活用 売却目標額の設定(22~30年度までの目標額として総額1,300億円+α⇒総額1,500億円)、処分方針の策定 ウ 契約手法等の見直し 27年度目標額:6億円(21年度実績:5億円) エ 未収金対策 27年度末 未収金残額 551億円 (21年度末 752億円) 現年度分 176億円 (21年度末に比し、71億円圧縮) 過年度分 375億円 (21年度末に比し、130億円圧縮)</p>	<p>【業績目標】 ア 広告料収入 23年度効果額 254百万円 イ 不動産売却、資産の有効活用 23年度土地売却代 146億円(予定) ウ 契約手法の見直し 目標(27年度6億円)の達成に向けて、自動販売機・売店等の競争性ある契約への転換の徹底などにより増収をはかる。 エ 未収金対策 ・全市的な目標額 23年度末未収金残額 648億円 現年度分 180億円 過年度分 468億円</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ウ 契約手法等の見直し (取組) 22年度まで非公募物件のうち、 23年度更新物件141件のうち134件を公募へ転換(転換率95%) (進捗状況) 上記物件にかかる 23年度予算額 29百万円 23年度決算見込額66百万円</p> <p>エ 未収金対策 (進行管理) ・「大阪市債権回収対策会議」の開催。(8月) 適正な債権管理、早期の滞納整理、目標 数値の達成状況など、各局での取り組みについての進捗管理を行うとともに総括的な指導の実施。 (重複滞納者に対する効率的・効果的な対応) ・重複滞納者に対する対応として、「名寄せリスト」の作成による滞納情報の共有化及び一元的な徴収の実施。(22年7月～) [名寄せリスト作成対象債権] 市税、国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設等徴収金</p>	<p>①</p>	<p>ウ 契約手法等の見直し ・市の直営施設における、自動販売機・売店等の公募への転換は概ね進んでいる。 ・一方、あるべき許可相手方との間に外郭団体等の他団体が介在している場合の契約形態などの把握が必要。</p> <p>エ 未収金対策 ・各局での取り組みについての進捗管理や総括的指導の継続的実施、各局の徴収担当者に対する法令知識等の講座開催などにより、法的措置の徹底が進んでいる。 ・定期的な「名寄せリスト」の作成による滞納情報の共有化や一元的な徴収の実施によって、重複滞納者に対する効率的・効果的な徴収及び滞納整理が進んでいる。 ・24年1月末時点の過年度未収金残額見込みは582億円。昨年度比で60億円の減、21年度と比較すると170億円の減となっており、27年度末の目標に向けて着実に成果を挙げている。</p>	<p>ウ 契約手法等の見直し 外郭団体等が介在することにより、本市が得られるべき利益が損なわれている自動販売機・売店等について、改革プロジェクトチームにおいて課題整理を行う。</p> <p>エ 未収金対策 ・引き続き大阪市債権回収対策会議において各局での取り組みについての進捗管理や総括的指導を継続的に行うとともに、重複滞納者に対する効率的・効果的な徴収を進める必要がある。 ・より効率的・効果的な徴収を行うための全体的な徴収体制の構築については、本格予算に向け改革プロジェクトチームで課題整理と体制整備内容について検討を進める。 ・適切な債権管理のためにも、特に徴収困難となっているものについて、債権放棄の検討を行っていく必要がある。</p>	<p>ウ 契約手法等の見直し ・引き続き、直営施設については、公募への転換を図る。 ・外郭団体等が介在することにより、本市が得られるべき利益が損なわれている自動販売機・売店等について、改革プロジェクトチームでの検討結果を踏まえて収入の確保を図る。</p> <p>エ 未収金対策 ・大阪市債権回収対策会議において、各局が定めた各債権ごとの目標数値の達成状況について進行管理を行うとともに、重複滞納者に対する一元的な徴収など効率的・効果的な徴収、適正な債権管理及び早期の滞納整理についての総括的指導を実施。 ・より効率的・効果的な徴収体制の構築について、改革プロジェクトチームでの検討結果を踏まえて、集約化など体制整備を図る。 ・「(仮称)債権管理条例」の検討。</p>

大阪市市政改革室P D C A担当  
〒530-8201

大阪市北区中之島 1—3—20

TEL 06-6208-9769

FAX 06-6205-2660

Eメール [ac0003@city.osaka.lg.jp](mailto:ac0003@city.osaka.lg.jp)